

第八十七回国会 参議院大蔵委員会会議録第十四号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日)
午前十時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

政府委員

警察庁刑事局長
経済企画庁物価
局審議官
大蔵政務次官
大蔵大臣官房審
議官
大蔵省主計局次
長

坂野 重信君
梶木 又三君
藤田 正明君
和田 静夫君
矢追 秀彦君
浅野 振君
岩動 道行君
糸山英太郎君
嶋崎 均君
戸塚 進也君
藤井 裕久君
細川 護熙君
勝又 武一君
竹田 四郎君
福岡 知之君
吉田忠三郎君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
佐藤 昭夫君
渡辺 武君
市川 房枝君
野末 陳平君
小林 朴君
坂井 清志君
中村 太郎君
米里 恕君
吉野 良彦君

説明員

参考人

大蔵省理財局長 田中 敬君
大蔵省証券局長 波辺 豊樹君
大蔵省銀行局長 徳田 博美君
経済企画庁調整
局財政金融課長 畠中 杉夫君
建設省住宅局民
間住宅課長 浜 典夫君
日本銀行理事 中川 幸次君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りい
たします。

昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法
律案の審査のため、本日の委員会に日本銀行理事
中川幸次君に参考人として出席を求め、その意見
を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(坂野重信君) 昭和五十四年度の公債の
発行の特例に関する法律案を議題とし、前回に引
き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 昭和五十四年度の予算案、この景
気も財政もという両にらみ型だと新聞なんか書
かれたんですが、この予算の性格をどういうふう

に考えるのか、まずちょっと。

○政府委員(中村太郎君) 昭和五十四年度の予算
の性格、一言にして申し上げますれば、ただいま
御意見ありましたように、景気の着実な回復とい
うことと、もう一つやっぱり財政の健全化、この
二つを柱として編成されておると思うんでありま
す。したがって、社会資本の整備に役立ち、
あるいはまた、波及効果の多いと言われておりま
する公共投資、公共事業につきましましては、極力財
源事情の許す範囲内において規模を拡大したとい
う点が第一点。

反面また、経常的経費につきましては根本的な
洗い直しを行いまして節減合理化に努める。しか
も、重点的な施策については十分配慮しながらも
規模の抑制を図っていった、そういう点で歳出の
質的な向上を図る、そういうことが特色ではない
かと考えておる次第であります。

○和田静夫君 よくこの財政の景気に対する関係
から、景気刺激型であるとか、あるいは抑制型で
ある、中立型である、あるいはこれは景気維持
型と、そういう表現ですけれども、ともかく表現
の問題としてしまえばそれまでなんですが、予
算編成方針をつくる上で、景気との関係で、何を
もって刺激型である、何をもって抑制型である—
—今年度の維持型というのはどういう判断なんで
すかね、これは。

○政府委員(吉野良彦君) 景気との関係で予算の
タイプ、維持型あるいは刺激型あるいは中立型、
いろんなタイプの予算の型について議論がござい
ます。

その点についてのお尋ねかと存じますが、先ほ
ど政務次官からも御答弁申し上げましたとおり、
五十四年度予算は、編成に当たりましての前提に
なりました経済情勢についての認識が、やはりま
だ雇用の問題にせよあるいは国際収支の問題にせ
よ、なお引き続き内需振興と申しますか、内需を

喚起していつて財政が積極的な役割りを果たして
いくべきだというような認識が片方にあると同時に
に、やはり御指摘をまつまでもなく、先年来きわ
めて膨大な国債に依存をせざるを得ないような、
いわば危機的な財政の状況をやはり再建に向かっ
て第一歩を少なくとも進めなければならぬ、そ
ういう意味で政務次官も両にらみと、こう申され
たと思うわけでございます。

そこで、一口に五十四年度の予算が、たとえば
いかなる意味で景気維持型と言えるかと、私ども
必ずしも景気維持型というふうな呼び方はいたし
ていないわけでございまして、景気をやはり
積極的に財政が支えていく必要があるという認
識ではあるわけでございまして、それを端的に計
数で申し上げますならば、五十四年度予算は一
二・六%の対前年度の伸び率としてはなっている
わけでございまして、これも先生すでに御案内の
とおりかと存じますけれども、経常部門と投資部
門との二つの部門に分割をして分析をいたしてみ
ますと、経常部門の方は前年度に對しまして一
〇・九%の伸び、それからいわゆる投資部門の方
は一八・五%の伸びということになっているわけ
でございます。

さらにまた投資部門の中でも、先ほど政務次官
からもお話ございましたが、需要創出効果の大き
いと言われております公共事業関係、これはいわ
ゆる災害等も含めました公共事業関係費では二〇
%の伸び、それからまた一般公共事業では二二・
五%の伸びというふうな、私どもめりはりがきい
ているというふうな言っているわけでございませ
んが、一二・六%というふうな、全体としての予算
の規模の中では景気維持あるいは刺激的な効果の
大きい投資部門、なかなか公共事業に重点を置
いたというふうな考えられているわけでございま
す。

○和田静夫君 やっぱりどうもはつきりしない
で、私が言っていることと。

国会でも、かつて予算の性格というのは予算編成方針との関係でいろいろ論議があつたようですが、やっぱり長い間はつきりしていないと思うんです、ばくは。

たとえば昭和三十九年度の予算編成方針を考えると、この経済成長率の見通しが九・八、一〇・五程度で、一般会計の伸び率が一四・二、財貨サービス購入が一七・九、それでもやっぱり景気刺激を避けるのが、昭和四十九年度予算では経済成長見通しが一三・九、一般会計予算の伸び率が一九・七、それでも物価抑制型だと、こう言われた。こういう問題は予算の経済効果の問題であるとは私も考えますが、はつきりさせたいわけです。

政府が予算編成方針を立てて予算の経済、景気に対する効果を考慮する、そのためには何を判断するのか、何をこれはどういうふうに判断していくのか、あるいは一般会計ベースなのか、それとも財投や地方財政まで含めるのか、また総額の規模で見るのか財貨サービス購入額で見るのか、どういうふうに判断されているんですか、ここのことろは。

○政府委員(吉野良彦君) 確かに御指摘のとおりでございまして、厳密にと申しますか、的確に景気との関係で分析をいたします場合には、全体の財政でございしますから中央も地方も含め、それからまた、財政投融资がいろんな役割りを果たしているわけでございしますので、そういう財政投融资の面、それからもすべて包含をしたところで景気刺激型かどうかというような検討が加えられてしかるべきものと存じます。

ただ一般的に申しますと、社会的にはかく一般会計それ自体だけをつかまえてまいりまして、その対前年度伸び率と、それから先生御指摘のような名目GNPの伸び率との比較において一般会計の伸び率がGNPの伸び率を上回っている場合は積極型、あるいはそれほどでもない、GNPの伸び率とほぼちよばちよばというような場合には中立型というふうに俗っぽくとらえられる

のが通常でございますので、私どももそのような観点から見ました場合においても、五十四年度予算は先ほど申しましたような意味において景気の維持、あるいは安定成長路線への定着ということに十分に配慮をしたということを申し上げてゐるわけでございます。

○和田静夫君 端的に言つて地方財政はどういうふう
に考へているんですか。含んでいるわけですか、
あなたがいま言われたことでは。一般会計ベ
ースだけということですか。

○政府委員(吉野良彦君) 地方財政につきましては、申し上げるまでもなく、常に困のいわゆる経済政策と基調を同じくした経済運営をやっていたただくように私にも期待もし、お願いもしているわけでございます。

そこで地方財政につきましても、御案内のように、地方財政計画ということで財政運営の指針が示されているわけでございますが、これも御案内のとおり、やはりその内容を見えますと、国の一般会計と基調を同じくいたしまして投資的な部門にかなり力を入れていただく、それからまた反面、経常的な部門につきましても極力節減合理化をしていただく、こういうような形で地方財政計画も五十四年度の計画は国会にお出しをいたしているというところでございます。

○和田静夫君 端的に言ってフィスカルポリシーというのは中央財政の役割りだと、私はそう言うんですが、それはどうです。

○政府委員(吉野良彦君) もちろん財政は、御承知のように国と地方公共団体と、よく言われておりますように、いわば車の両輪というような形で、両々相まって適切な運営が期待されているわけでございます。

そこで、いわゆるフィスカルポリシーの問題でございしますが、これももちろん国、地方ともに相携えて心がけるべき課題ではございますが、やはりそこには若干のニュアンスの相違が国と地方との間におきましてはあろうかと存じます。これも御指摘を待つまでもなく、地方公共団体の仕事は

いわば地元の住民に直接密接に密着をした仕事を担っていたいておりますし、それがまた地方公共団体の仕事としてなんでいるわけでございます。

一方フィスカルポリシーの最も典型的な公共事業等をつかまえてみますと、これはやはり何と申しましてもマクロ的に全体の国家財政、あるいは国民経済全体をにらみながら、そのときどきの経済状況に応じまして事業量を拡張し、あるいは縮小するというようなきわめて機動的な運営を要請されているわけでございますので、少なくともフィスカルポリシーという観点から申し上げますならば、おのずから国と地方との間ではより多くのの方に荷がかかっていると申しますか、期待が大きき寄せられる性質のものであらう、こういうふうに考えます。

○和田静夫君 私は地方財政における財貨サービス購入には中小零細企業からのものが多くて、経済効果が異なるという考え方を持っています。したがって地方財政は含めないというのが私は正しいと思っていますし、そうすべきだと考えているわけです。

それはさておいておきまして、安定成長を目指す財政の役割りについては、果たして現状のようにかなりあいまいなままに予算編成方針が立てられてよいのかどうかというのは大変疑問に思っています。

もちろんこの問題には裁量かルールかというような議論が、いわゆるケインズ対いろいろの形でありますが、その裁量政策とされている公共事業支出に、いま吉野さん言われるように、政府は余りにも重点を置き過ぎているのではないか。特に現在の低成長に陥って以来、公共事業支出がどれだけ効果を上げたのか、あるいは高度経済成長期と比較した場合に問題が非常にあると思うんです。特に五十一年から三年度に公共事業支出をかなり大幅に伸ばした。しかし笛吹けども踊らずといった関係だったと思うんです。

もつとも、昨年度は円高がなければ七%成長が

あるいは達成されたのかもしれぬという分析があるようでありますが、ともかく公共事業支出の経済効果というのは高度経済成長時代よりも低下しているということは私は確かだろうと思うんです。ここら辺でひとつその辺をわかりやすく数字挙げて説明できませんか。

○政府委員(吉野良彦君) 突然のお尋ねでございまして、ただいま手元に計数的な資料持ち合わせておりませんのでまことに申しわけございませんが、先生御指摘のとおり、一般的に申しまして高度成長時代に比べまして公共投資の持ついわゆる有効需要効果と申しますか、需要創出効果が小さくなっているということは一般にも言われておりますし、私いま手元に資料持ち合わせておりませんけれども、そのように認識をいたしております。

それはやはり一つには、何と申しますか、特に資源エネルギー等の制約が深刻に意識をされるようになりまして、日本経済だけではなくて、世界経済全体が従来の高度成長から安定的な成長へ移っていくという一般的背景のもとで、先ほど先生は笛吹けど踊らずとおっしゃいましたけれども、公共投資がいわば民間の経済活動に火をつけてまして、短期間の間に公共投資の効果が目覚ましく出てくるというような状況では一般的にはだんだんなくなってきたというようなことは一般的な背景としてあらうかと思えます。

しかしそれにいたしましても、なお最近のデータを見ましても、やはり公共投資の有効需要創出効果ということは、ほかの政策手段に比べましてやはり依然として大きいということもまた事実であるわけでございます。

○和田静夫君 まあその財政、公経済が私経済に大きな影響を及ぼすということを私たちもわからぬわけでありませんが、財政が大きな借金をしてまで景気を刺激する、あるいは下支えをするということ、果たして十分な経済効果の計算なしに、そういうふうに言って悪ければ、経済効果に対する一貫した政策なしとも言いますかね、毎年景

○政府委員(吉野良彦君) 突然のお尋ねでございまして、ただいま手元に計数的な資料持ち合わせておりませんのでまことに申しわけございませんが、先生御指摘のとおり、一般的に申しまして高度成長時代に比べまして公共投資の持ついわゆる有効需要効果と申しますか、需要創出効果が小さくなっているということ是一般にも言われておりますし、私いま手元に資料持ち合わせておりませんけれども、そのように認識をいたしております。

それはやはり一つには、何と申しますか、特に資源エネルギー等の制約が深刻に意識をされるようになりまして、日本経済だけではななくて、世界経済全体が従来の高度成長から安定的な成長へ移っていくという一般の背景のもとで、先ほど先生は笛吹けど踊らずとおっしゃいましたけれども、公共投資がいわば民間の経済活動に火をつけまして、短期間の間に公共投資の効果が目覚ましく出てくるというような状況では一般的にはんだんなくなってきたというようなことは一般の背景としてあらうかと思います。

しかしそれにいたしても、なお最近のデ－タを見ましても、やはり公共投資の有効需要創出効果ということ、ほかの政策手段に比べましてやはり依然として大きいということもまた事実であるわけでございます。

○和田静夫君　まあその財政、公経済が私経済に大きな影響を及ぼすということを私たちもわからぬわけでありませんが、財政が大きな借金をしてまで景気を刺激する、あるいは下支えをするということ、果たして十分な経済効果の計算なしに、そういうふうに言つて悪ければ、経済効果に対する一貫した政策なしでも言いますかね、毎年景

入、あるいは歳出の執行の状況等によりまして変わってまいるわけでございまして、現在まだ計数的に申し上げられる材料を持ち合わせていない、こういうことでございます。

○和田静夫君 私は概数でいいこうと思つたんです

が、それはとにかく、昭和四十九年度までは一〇%台だった。それが一気に二五%になる、そして三割を超える、本年度は四割。あれよあれよという間に膨張し続けたのですが、この原因というのはどこにありますか。

○政府委員(吉野良彦君) このような大量の公債に依存せざるを得なくなつて、なかならず特例公債を含めた公債依存財政になりましたのは、御承知のとおり五十年度の補正予算からでございます。申し上げるまでもなく、いわゆる石油ショックが契機になりました、日本経済全体が著しい停滞を示したわけでございますが、その経済の停滞を反映をいたしまして、租税収入、歳入の根幹になります税収が落ち込み、あるいはその後もな

なかはかばかしい伸びを見せないという状況であつたわけでございます。

しましては、歳入、税収に含ませて歳出も切つていくということももちろん政策の選択としてあり得たと思うわけでございますが、先般米総理も何回か御答弁をいろいろな機会でおっしゃつておられますように、やはり異常な石油ショックによる影響をとりあえずまず財政が引き受けて景気の回復あるいは雇用の安定のために公共投資を充実を

して景氣を支えていく、あるいはまた、国民生活に非常に影響のございますいわゆる社会保障あるものは文教その他の経費につきましては、きわめて苦しい財源の中ではあるけれどもある程度適切な規模を確保していくという選択がされたわけでございます。

何分にも、いわゆる石油ショック以前の日本経済の成長ぶりは諸外国に比べましてもかなり高い成長であつたということもございますし、それからまた、御案内のように石油依存度が諸外国に比

分以下になつてゐる。そのキヤップを公債で埋めざるを得なかつた、こういうことかと存じます。

○和田静夫君　欧米諸国が石油ショック後、一時公債依存度が增大をしたようですが、現在は各国ともかなり低くなつてゐる。主要国の公債依存度の推移と、石油ショック以後の数字とを挙げて説明

できましようか。

○政府委員(吉野良彦君) 端的に公債依存度で申し上げたいと存じます。公債依存度と申しまして、上げたいと存じます。公債依存度と申しますけれども、公債の予算のいろいろな会計制度違いますが、一般の意味では、公債の支出と申すことが、国の

てございますけれども、まあ概括して依存度という形で申し上げますと、まず一九七三年、四十八年からつかまえてみますと、公債依存度がアメリカが六％、イギリスが八・七、西ドイツが二・六でございまして、それが翌七四年度になりますと、

アメリカに「七・八」というふうになっているわけですが、石油ショック後の一九七五年度を見ますと、アメリカが、これが激減に一三・八％、それから一八・四、西ドイツが一・二、イギリスが一八で均衡財政を堅持してまいりました。それまで均衡財政を堅持してまいりました。

それから、さらに翌一九七六年度でございますが、アメリカが前年の一三・八をさらに上回りまして一八・二％、イギリスは若干低下をいたしまして一四・二、西ドイツが一六・〇、フランスは六・四、かなり低下をいたしたわけでございませ

さらに一九七七年度でございますが、アメリカが一・二に低下をいたし、イギリスも一・九、西ドイツが一・三・〇、フランスが五・六、いずれも前年度を下回る公債依存度になったわけでございます。

さらに翌一八七〇年度でございますが、アメリカはさらに一〇・八に低下をいたしました。それからイギリスは、まだこれ決算の数字がないわけでございますが、イギリスは七十七年度に比しまし

てまた上昇いたしました。一六・八ということになってございます。西ドイツはほぼ前年並みの一四・〇、それからフランスは七・二。

さらに一九七九年度でございますが、アメリカは引き続き低下をいたしまして七・六、イギリスはまだ数字がございまして、西ドイツはこれまた前年度に比べて若干上昇いたしました。一五・五、フランスはさらに低下をいたしまして二・九というふうなことになる。ございまして、確かに、国によりまして若干の上下はございまして、和田委員御指摘のとおり、わが国のように石油ショック以来一貫して増加の一途をたどっているという国は、これらの国に關しまする限り見られないわけでございます。

○和田静夫君　そこで石油の事情等、先ほど御説明があったんですが、欧米諸国は公債依存度を一応下げてきたのに日本は増大する一方だと。これは端的に言つてどういふ理由に基づきますか。

○政府委員(吉野良彦君)　オイルショック以来の各国の財政を勉強してみますと、非常に歳入歳出面にわたつては厳しい努力が行われております。もちろんアメリカの場合におきましても、いわゆる社会保障関係の経費についてかなり厳しい合理化の努力が行われておりますが、一方におきましては、やはり名目GNPの伸びを上回りますような歳入確保の努力が行われているわけでございます。もちろんその中には増税が含まれているわけでございますが、そういう歳入歳出面にわたるかなり厳しい努力が行われているわけでございますが、私もそういう各国の政策当局の歳入歳出面にわたる努力もさることながら、やはりそういう財政運営を可能ならしめている、それの国の経済的あるいは社会的な事情にも注意を払つていかなければならぬだろう、かように考えております。

○和田静夫君　国債増額分に対して国債費はどういう割合になりますか。

○政府委員(吉野良彦君)　五十四年度のわが国の場合について申し上げますと、国債費が五十三年度に比較をいたしまして八千五百五十七億円増加をいたしております。一方公債の方は、これは四条債、特別債突っ込みでございまして、公債の発行額は、五十四年度は五十三年度に比しまして四兆二千八百五十億円の増加となつてございまして、○和田静夫君　いえ、増額分に対して国債費の割合ですね。

○政府委員(吉野良彦君)　そこで、公債発行増加額に對しまして国債費の増加額は、五十四年度で申し上げますと、二〇・〇％ということに相なつてございまして。

○和田静夫君　国債を昨年度より新年度は約四兆円ふやすと。その分はほとんど借金の元利償還に当たると。

財政の収支試算によりまして、ケースで五十五年度に増額分が四千六百億、国債費が五兆一千四百億、つまり実際には公債金収入は本年度より少ないということになる。昭和六十年度には、これまたケースだと公債金収入の八五％までが国債費ということになってしまふ。これは、実質上借金返済のための借金であつて自転車操業に等しい。

衆議院の大蔵委員会の説明では、それ以降について仮定の計算があるようでありまして、そこで、公債金収入と国債費の関係、ちょっと説明してください。

○政府委員(吉野良彦君)　概括的に申し上げますれば、和田委員御指摘のとおり、まず財政収支試算で六十年度までの姿が一応描かれていたわけでございますが、六十年度の国債費、これが一兆七千七百億円というふうな計算をされていたわけでございますが、失礼いたしました。財政収支試算では特別公債は五十九年度脱却でございまして、それから比較が必ずしも適当でないかと存じますが、まあ六十年度をつかまえますと国債費が一兆七千七百億、それに対して公債費が公債金収入、公債の発行額が十三兆九百億という試算になつていくわけでございます。もちろん、六十年度はこの試算におきましては特別公債ゼロという

ことでございまして、この公債発行額が国債費に充てられていくという関係は全くないわけではございませんけれども、単純に公債の発行額と国債費を比較いたしますと、公債発行額の大部分がなお六十年度にも国債費に結果的には充てられたような形になつておるということでございまして。

そこで、お尋ねの六十年度以降の問題でございますが、これも衆議院の大蔵委員会御説明申し上げたわけでございますけれども、この国債費を計算をいたします場合には、過去の累積いたしました国債の発行残高だけではなくて、それぞれ当該年度に発行いたします公債の発行額が前提になりますと、利払い費も計算ができないわけでございます。

そこで、曲がりなりにも六十年度までにつきましては、経済全体の姿を企画庁の方でおつくりになりました基本構想に沿つて経済全体の姿を想定をして、したがつてしまつて、国債の発行額も年々想定をいたしまして、それぞれ利払い費、それからまた償還に要します償還費につきましても計算をしたわけでございますが、何分にも六十一年度以降になりますと、それぞれの年度におきまして公債の発行がどのぐらになるのか、もちろん私も六十一年度以降は特別公債の発行を想定しているわけではございませんが、四条公債だけつかまえてみましても、その四条公債が六十一年度以降どの程度の発行の規模になるかということも想定がなかなかできないわけでございます。

そこで、大蔵委員会での強い御要望でもございまして、六十一年度以降につきましては経済全体の姿との関係は全くいわざるを去りまして、捨象いたしまして、全く機械的、単純に公債が六十一年度以降年々一〇％ずつ増加をするというふうな仮定を置いて計算をしたものがございまして、その計算によりまして、先ほど申しました六十一年度の国債費が一兆七千七百億になつていくわけでございますが、その後も国債費は年々累増してまいりまして、その仮定計算によりまして、六十一年度には約十九兆三千億円の国債費として必要

になると、こういうような計算がございまして。

○和田静夫君　借金返済のために借金をするということになりまして、財政は危機というよりも私は破綻というの方が正しい、妥当だろうと思ふんです。もつとも、これは試算にしかすぎません。ただ疑問なのは、試算が毎年改定される。そのたびに事態は悪くなるということについてなんです。最初に出された試算、これは五十一年度でしたと思うんですが、それではケースⅡで五十四年、それからまあケースⅡでは五十五年なんです。すなわち本年度から特別債をゼロにする、そういう試算もあつたわけですね。そうすると、各年度の試算と経済財政の実績、決算、これはど

がどう違つて、毎年試算を改定せざるを得ないのはどういふことなのか。これ時間をかけられると時間がないもんですからあれなんです、端的にどういふことなんです、これは。

○政府委員(吉野良彦君)　毎年度財政収支試算を五十一年度以来御提出申し上げていくわけでございますが、これも先生御案内のとおり、五十一年度につくりました財政収支試算は、当時策定作業中であつた、企画庁の方で作業中であつた昭和五十年代前期経済計画、いわば五十年計画、五十年代前期五十年計画の概要というものを経済全体の指標の手がかりといたしまして作成をしたわけでございます。

それから、五十二年度はその概要がすでに本物の前期五十年計画として公式に策定を済んでおりましたので、その計画そのものに基つて作成をしたというところでございまして、したがつていまして、五十一年度と五十二年度につくりました財政収支試算は、性格としては根拠になつております経済的諸指標につきましては、概案と本格的な計画という差はございまして、基本的にはほとんど差がないわけでございます。

ただ、五十一年度の財政収支試算で想定をいたしておりました税収の伸び、これはいわゆる増税をも含むところの税収の伸びがやはり経済全体の停滞等をも反映いたしまして、税収の伸びがそれ

ほど期待できなかったということで、足元の五十一年度は、五十一年度で想定をいたしておりました五十二年度が、いよいよ五十二年度の予算をつくり出す時点におきましてはどうしても違った形のものにならざるを得なかった、こういうことでございまして、最終年度、当時それぞれ最終年度として想定をいたしておりました五十五年度の姿はそう大きな違いはない、こういうことになってございまして。

それから、五十三年度に御提出申し上げました財政収支試算は、これも御案内のとおり、先ほど申しました前期五カ年計画のいわば一種のフォローアップをいたしまして、経済審議会の企画委員会で暫定的な試算ということで、五十三年度以降の経済の道行きを暫定的に見直しをいたしましてお示しになったものを拝借をしてお示しをいたしてございまして、これも五十一、五十二年度に作成をいたしました五十五年度を最終年度といたしまして財政収支試算とは、五十三年度につくりました財政収支試算、その前提になっております経済につきましてもいろいろな指標が違つてまいっている、こういうことがございまして。

さらに本年度、五十四年度に提出申し上げました財政収支試算は、企画庁の方で正式にいま作業中でございまして新経済社会七カ年計画の基本構想、これに示されております経済的な各種の指標を前提にして、これは六十年度までの七カ年を展望した経済的な諸指標を前提にいたしているわけでございますので、その意味におきまして、昨年五十三年度に御提出申し上げました財政収支試算とは、前提になっております経済全体のフレームがかなり違つて、こういうことがございまして。

いずれにいたしましても、各年度財政収支試算はそれぞれの当該年度の編成をされました予算をスタート台にいたしまして、経済計画あるいはそれにかわりますいろいろな指標の最終年度の姿をにらみまして、当該年度の予算の姿と、それから

最終年度の予算の姿とをある意味では機械的に結びつけたものでございまして、途中年度の姿につきましても、いずれにいたしまして財政収支試算でお示した各年度の姿とかなりのギャップを生ずることは、ある意味では避けられないというふうにはないかというふうな思つております。いづれにいたしまして、私も概観をいたしますと、歳出面におきましては各年度財政収支試算で描きました姿とそれほど大きな違いはない。しかし、歳入面におきましてはかなりのギャップが生じているということは、ごく概括的に申し上げれば言えるのではないかと、こういうふうな思つております。

○和田静夫君 警察庁の刑事局長、何かお急ぎのようですから——選挙違反の何か逮捕者の決裁をやられるというんでしよう。本日は待つてもらつて少し時間かせいだ方が選挙違反の人たち喜ぶんだらうけれども、ここでもちよつと中断をいたしまして先にやりますが、その前に一言だけ政務次官に、ちよつといまの答弁との兼ね合ひで。

私は五十一年度のたといはGNPの関係、あるいは税収の関係、この当初見込みと実績との対比をずっとやってみましたが、これ達成しているんです。そうするとどういふことになるかという、達成しているんですから、そのペースで進めればよかつたのであつて、福田さんがあそこで積極財政をやられたといふことは、いまから考えてみればやはり失敗じゃないか、これは明確にそういうことになっているんで、結局景気回復の声に負けた大蔵官僚の敗北と、こういうことに——吉野さんさつきから長くしゃべられたけれども、一言で言えさうなっているんじゃないか、五十一年度と五十二年をやってみれば、政務次官どうです、こは、政治家ですから、そうですと言えさうで終わります。

○政府委員(中村太郎君) お説のような御意見もあることは承知をいたしておるわけでございますけれども、必ずしもそれが妥当だというふうには考えておりません。

○和田静夫君 ちょっと横へ入つてあれします、銀行の三月末決算、局長、まだ推定の域を出ないでしようが、預金増加額それから利益率、どいう傾向にあると判断されておりますか。

○政府委員(徳田博美君) 三月期の決算の計数はまだ確定しておりませんが、収益につきましては、実は国債関係の評価損もございまして、前期に對比いたしまして実質的にはほぼ横ばい程度で推移しているのではないかと考えられます。また預金の伸びは二、三、あるいは貸し出しの伸びは一〇%を若干下回る程度、このような計数になるのではないかと、このように考えております。

○和田静夫君 ところで、この三月末で決算上処理された問題——私はそうは思つてないんです、銀行サイドではそう思つていないらしい。ともあれ、経理上処理された問題がある。

都市銀行十六行、信用金庫、相互銀行などを含めると二十行、二十金融機関を巻き込んだ総額四十七億七千二百万円というまに見る大がかりな金融事件であると考えられますが、これに對して銀行行政サイドがどういふ処理をされたのか、あるいはされつつあるのか、私は大変これ関心を持つて、衆議院の法務委員会が共産党の代議士が問題にされてからずっと銀行行政としてどうされるかといふことを関心を持って見てきたんです。

しかし、例によつてどうもこつさり内部処理をされるというところに落着きさうでありますからあえて質問するんですが、大阪市東区に本社を置く日本リザーブ株式会社、資本金四千万円、久保重蔵社長、昭和五十年設立。この会社を舞台に——関連十一社あつたわけでありまして、日本リザーブ株式会社はすでに倒産している。ここに對して、すでに衆議院でも問題にされましたが、都市銀行十六行などが不良融資している。

で、きょうは財特の審議でありますから、時間もありませんから一例だけ挙げますが、協和銀行大阪支店は日本リザーブ株式会社に同社の裏書の手形七億八千八百万円を割引いた。担保は滋賀

県内の土地三千万円相当と大阪府保証協会の保証四千万円、合計七千万円にすぎない。同様の割引及び過振、事実上融資に等しいと考えられるものが相当な割合を占めていると見てよい。太陽神戸、三和、住友、住友信託、第一勧業、大和、富士、三井、三菱、東海、親和など二十行、合計四十七億七千二百万円に上つた。この事実関係は間違ひありません。

○政府委員(徳田博美君) 御質問の内容は、金融機関と個別企業との取引の内容にわたる問題でございまして、答弁申し上げることは差し控えていただきたいと思います。ただ、先生御指摘の日本リザーブという会社は、五十三年度の十月二十七日に取引停止になっております。

○和田静夫君 それぞれの銀行の手形割引枠、被害額、担保処分、保証などによる回収額、最終的な償却額、これもしゃべりませんか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の点は、銀行取引の個々の内容にわたりますので、これもお答え申し上げることを差し控えていただきたいと思います。

○和田静夫君 私は詳細に調査をしますから金額ここに持つてくるんですが、きょう時間ありませんから、これは後から一遍銀行局と突き合はしてみたいと思つて。

そこで、大和銀行本店では手形割引枠の設定を拒否した。そうしたら所有していた千株の株式を五十口に分割しろと言つてきたわけですね。そのリストに十人前後暴力団関係者と見られる者がいた。これは衆議院でもそういうふうな警察庁はお答えになっている。で、なお調査中であるところになっている。その調査結果はどうなりました。

○政府委員(小林朴君) 昨年の九月の末ごろに大阪の大和銀行に對しまして、先ほどお話をいたしましたように一千株を二十株ずつ五十人に分割する要求がなされました。その五十人の中に暴力団関係者が十人ぐらゐ入つておつたということにつきましては、銀行から大阪府警の方へ相談がございまして、そうして承知をしておるわけでございます。

ますが、この件につきましては、その後事情聴取等捜査に努めておるところでございます。

ところが、この分割要求は十月の九日の日にすぐ撤収をされてしまひまして、同時に十二月の株主総会におきましても無事に何事もなく済んだというふうなところでございまして、現在具体的な容疑事実を把握するところまでは至っておりません。

○和田静夫君 もう一つ伺いますが、この大和銀行に限らず、手形割引の枠設定について、全く客観的にはおどしだとられるようなそういういやがらせをやったようですが、そういう点の捜査はどうでした。

○政府委員(小林朴君) 本件につきましては、具体的に私事情を聞いておらないわけでございますけれども、そういう株の分割に関連をいたしまして、何と申しますか、窓口をふさいでしまつて、あるいはいやがらせの電話によりまして一時銀行の業務を麻痺さしてしまつたというふうなことが間々ありまして、そういうものは威力業務妨害という形で私どもは検挙いたしておる例があるわけでございます。

したがいまして、本件もしそういうふうなものに触れるような段階のものでございましてならば、当然警察の検挙の対象になるというふうに考えられるわけでございますが、そういう段階にまで至らなかったのではなからうかというふうに思うわけでございます。

○和田静夫君 私はこれは正常な商取引であるとは考えていません。常識で考えて、昭和五十年にできた資本金四千万円の会社の手形、あるいは裏書というものの信用度がどの程度のものであるか、これは銀行マンならだれでもわかるはずであります。しかも担保、保証金合せて一割に満たないわけでは。手形の割引枠は相当な信用と取引がなければこれは通常は設定できません。過振りというものは特殊な事情の場合にのみやむを得ず行うものでしょう。しかも金融が億単位、協和銀行は八億円近いという巨額なんです。銀行局はす

でこの一連の件について調査を終えられていますから、昨日質問通告もしてあるわけですから、この事件、銀行局の判断としては正常な商取引から発生した事故であつたとお考えですか。

○政府委員(徳田博美君) 個々の取引の問題につきましては、個別の案件でございしますのでお答え申し上げます。一般的に、手形取引を行います場合には、当然、当該手形の成因であるとかあるいは手形振出人の実態、割引依頼人との関係、過去の取引の実績等のほか、審査については割引依頼人の信用度も総合勘案の上実行されるのが通例でございます。

○和田静夫君 銀行という金融のプロなのでありますから、これは私には事実上の不正融資であると考えざるを得ません。おどしなどの関連が問題でありまして、銀行側にはこれは特別背任罪が成立する可能性が私はあると思つてゐるのです。大阪府警ではそういう観点から捜査を進められたと思うのですが、これはまだ刑事局長お聞きになっていないということですから、一遍これ調査していただきたいと思うのですが、よろしいですか。

○政府委員(小林朴君) 犯罪捜査の手順から申しますと、脅迫とかあるいは業務妨害とかいうようなものが入り口になりまして、そういったしましてその原因が何かというふうなことで掘り下げていくというのが一般の捜査の常道ではないかというふうな思ふわけでございますけれども、その他に捜査の資料が入りますならば当然私どもは調べなければならぬというふうな思ふわけでございます。

○和田静夫君 通常支店長権限というのは、現在拡大されつつありますが、一億円以下ではないかと思う。また本店で過振つた例もあつて、恐らくこれは各行とも本店決議になつてゐるんだらうと思うのです。そうすると銀行局、この事件、各行それぞれだれが決裁をしたのか、及び責任者の処分は行われたのか、これはどういうことになつて

いるんですか。

○政府委員(徳田博美君) 一般に金融機関のこういう個々の取引につきましては、金融機関の検査の際に一件一件につきまして実態を調査いたしまして、しかるべき指示をし、必要があれば金融機関の経営者に対しても必要な指導を行うのが通例でございます。

ただ、本件につきましては、金融機関によりましてはまだ検査が行われていないところがございまして、一律に、どのような措置をとつたかということにつきましては、これは検査の問題でございまして、申し上げることを差し控えてさせていただきます。

○和田静夫君 まあ、こういう平場ですからこれ以上追及しようと思ふのですが、各行それぞれどういう事情で手形割引の枠をつくつて、あるいは過振りをして、どれだけの損害があつたのか。これは後日ちよつと銀行局と突き合わせてみたいのですが、それはよろしいですね。

○政府委員(徳田博美君) これは、先ほど再々申し上げておりますように、個別の案件でございまして、銀行局より申し上げられることには限界があるわけでございます。

○和田静夫君 この委員会でもって限界以上のことをいま求めようと思ひますから、後ほど一遍このところは協議をいたしましょう。

じゃ刑事局長どうも。

そこで政務次官、先ほど御答弁いただいたのですが、これ、いまごろそんなことを言つて笑われるかもしれませんが、奇異に聞こえるかもしれないのですが、原則の問題ですからあえてお尋ねをしておきたいのですが、財政法第四条に規定された非募集主義です。これは現状はこれに反して特例公債を出し続けてゐるわけでは。で、よもや非募集主義、均衡財政の原則を財政当局というのは放棄したわけではないでしょうか、これ。

○政府委員(吉野良彦君) 御指摘を待つまでもなく当然のことでございます。私どもは財政法四条は現在の財政法のいわばきわめて重要な基本原則の一つだと心得てゐるわけでございます。

そこで、特例公債をお願いするに当たりまして、従来から、毎年度毎年度特例法という形で特別に授權をお願いをする立法手続を踏ましていただいてゐるわけでございます。

○和田静夫君 しかし、財政収支試算などを見ても、当分赤字公債が先ほど来論議したように脱出できそうもない。財政法は事実上形骸化したと言わざるを得ない。やむを得ないことだと言へばそれまでですがね。結局、一たん歯止めがなくなると際限がなくなるというのを私たちは前から何回も言つてきたのですが、如実に今日これを示している。公債依存度も、五十二年度当初予算では三割以下、そういうことをめどとしたはずであります。が、あつさり放棄された。済んだ話ではあります。が、なぜ三割以下というめどを、財政当局の自己抑制かと思うのでありますが、簡単に破られてしまつたのか。福田前総理の財政に対する変貌のせいかもしれません。また、通産省あたりの積極拡大論が浸透したせいかもしれません。が、ともあれ国民には納得できないものであります。自分で定めた目標を自分であつた破つたわけでありまして、できればどういうことだったのか明らかにしてもらいたいと思つたのですが、そうして目標を破つたこと、いわゆる三割ラインを突破したことが正しい選択であつたと本心に思つていらっしゃるのですか。一言でいいです、そこは。

○政府委員(吉野良彦君) これも申し上げるまでもなく、財政はやはりそのときどきの経済情勢に應じて国民生活の安定なりあるいは経済全体に発展なりを対して重要な役割りを果たしてゐるわけでございます。一方、財政の健全化がきわめて重要な課題でありますと同時に、財政に期待をされております役割りにそのときどきの状況に応じて適切にこたえていくということもまた同時に必要であるわけでございます。従来、毎年度の予算編成は当然のことながらそのような心構えで編成をいたしたわけでございます。その時点その時点におきましてはやはりパス

トの選択をしたというふうに私どもは考えております。

○和田静夫君　そう答弁せざるを得ないでしょう。いや本当の腹のところを聞きたいのですが、もやもやされているのでしょうか、もしも仕方がないということなんですか。

ついでに伺いますが、本年度の四割ライン、これも補正があれば簡単に突破するのかもしれないですね。公債依存度四割について、いまお答えになったようにやっぱり考えているのですか。

○政府委員(吉野良彦君)　公債依存度という一つの計数で端的にどこを歯どめにするかということには御指摘を待つまでもなく必ずしも理論的な根拠のあるものではないわけでございまして、三〇%という歯どめもそういう意味で私どもは財政当局のみずからの節度ということと何とか守りたいというところであつたわけでございまして、残念ながらいろいろ円高に伴います経済の停滞ということもございまして、これはあきらめざるを得なかつたわけでございまして、私ども決して公債依存度は高くてもいいとは毛頭考えていないわけでござい

ます。財政収支試算でもお示しをいたしておりますが、それからまた、その前提になつております新経済社会基本構想におきましても、やはり計画期間中のできるだけ早い時期に少なくともこの特例公債からは脱却することが、財政にとつてだけではなくて、経済全体にとつてもきわめて重要な課題であるというふうに考えているわけでござい

ます。私どもやはりこの財政収支試算に描いておりますように、少なくとも五十九年度にはまず何があつても特例公債から脱却をするように、来年度以降の予算編成を通じて毎年度毎年度厳しい努力を歳入につぎまして、あるいは歳出につぎましても続けていかなければならないと、かように考えております。

○和田静夫君　国債消化の問題で伺つておきますが、五十四年度は政府資金引き受けを除く十一兆円弱が民間消化される。すなわち一カ月一兆円弱平均が民間消化されなければならないということ

だと思つていますが、もともとシロととの間で国債規模の話がついていっているのですから消化がでないというところもないかもしれませんけれども、四月債を一たん休債することを決めたらいいで、金利の引き上げでようやく発行できることになった。三月、四月の動きを見てみると、結局市場実勢にある程度従つていくという形になつたわけですね。

大蔵省として恐らく初めての体験だったのでありましようが、最近の動き、どうやらなになり、どう反省をされているのか。そしてまた、どういふふうにこれを教訓として受けとめられるのか。

○政府委員(田中敬君)　委員が御指摘のとおり、四月当初休債のやむなきに至つたわけでござい

ます。これはやはり発行者といたしまして市場実勢を尊重し、市場実勢に合った発行条件で円滑な消化を期したいということと考えたからでござい

ます。昨年度、特に今年一月、特に三月、四月についで、反省と教訓という御指摘でござい

ます。本年一月に六・一%国債が初めて上場されました。本年一月に六・一%国債が初めて上場されました。本年一月に六・一%国債が初めて上場されました。

す。当時はもうすでに金利の底打ち感、先行き金利が高くなるのではないかと感じがありまし

たために、その程度の下落というものはある程度予想したわけでござい

ます。それはなぜかと申しますと、やはり今後の大量発行ということと金融金利の先行きの見通しというその不透明さが重なつてそういうことになつたんだらうと。

一月から二月にかけてましてだんだん物価問題というものが議論されるようになりまして、物価警戒というためには金融的にこれ以上の緩和基調は続けるべきでないという議論が各方面からなされ、そういう議論が金利感について一層不透明感を与えまして国債の相場を下落させてまいりました。

私どもは、本来なら一月ないし二月に国債の発行条件を改定すべきである、市場実勢に応じて改

定すべきであるという観点に当然立つたわけでござい

ます。しかし、国債の消化と申しますのは、やはり議論といたしましては国債の消化の論理がござい

まして、期間を多様化すればいい、金利を上げればいい、いろいろお説はござい

ます。理だけでいかないう部分があつたかあるわけでござい

ます。ただ、いまも申し上げましたように国際金融との関係、日本に求められておる内需の振興、ある

いは日本政府自体が考えました景気の下支え、あるいは着実な景気回復への志向というようなものとの絡み等がござい

ます。また、いろいろ多様化という面につきましても、国債の論理では期限を多様化し短縮化すればいいけれども、さあそれ

を引き受けていただく方法ということになりますと、各論になりますと、なかなかその多様化につ

きましては競合金融商品との関係があり、それがいまの金融秩序にいたずらな不安を招くというよう

な要因がござい

ます。私どもは国債の論理は論理として尊重しながらも、やはり経済あるいは金融全体の動きとの整合性というものをどう保

つていくかということが大事だろ

うと思つて、三月の条件を改定いたしましたのは三月の冒頭でござい

ましたけれども、その段階におきましてはいまのような公定歩合の引き上げというようなことを含んだ金利政策の変更というものは想定をいたしており

ませんでした。想定をしておらなかつたのが読み違いということであるとすれば御指摘のとおりだ

らうと思つて

○和田静夫君　昨年の七月末に銀行の経理基準についての通達の一部改定されましたね。そして国債価格変動引当金を簿価の二%を限度として毎期計画的に繰り入れる、そういうことが認められま

した。こういう制度を設けたのはどういう趣旨で

すか。それから、これは税法上の措置はどうされるわけですか。

○政府委員(徳田博美君)　銀行に対する先生御指摘の国債価格変動引当金は、五十三年度七月三十一日付の銀行局長通達によって創設したわけでござい

ます。この制度の趣旨は、国債の大量発行下におきまして金融機関経理の健全性の確保を図りまして、国債の安定的消化に寄与するということをねらい

としたものでござい

てんするために引当金を設けまして銀行經理の安定性を維持しようということがこのねらいでございます。

なお、これは税制上は有税で積み立てを行う、このような種類でございます。

○和田静夫君 今度の場合に売却損が生じたのではないかとお聞きですが、その額がわかれば教えてください。引当金を取り崩すことになるわけですかね、これ。また、現状での評価損はどのぐらいになります。

○政府委員(徳田博美君) 金融機関の三ヶ月の売却損については、まだ計数が確定しておりませんので手元にはないわけでございますけれども、しかし、評価損につきましては大体の推定はできるわけでございます。

で、六・一％の付利された国債の評価損は、これ取得価格が九十九円五十銭でございますけれども、時価を九十二円四十銭、差し引き評価損七円十銭と見込まれるわけでございますので、この評価損七円十銭を基礎といたしまして五十四年三ヶ月期における評価損を推算いたしますと約千四百億円でございまして、これの経常利益に対する影響度は、五十二年九月期の決算における経常利益の額から推計いたしますと約二〇％程度と、このように考えております。

○和田静夫君 ある意味では心理的な問題ではありますけれども、こういう国債を金融機関に持ってもらって評価損を生ずる、こういうことは大蔵省の金融機関に対する心理的な借りになるのではないかと気がするんです。実際、国債消化問題では金融機関は次第に強い姿勢になってきていますね。大蔵省は過去に中期割引国債発行のときに「①割引国債の償還差益と利子・配当課税の不公平は税制調査会で今後検討する、②郵便貯金金利は市中金利水準に合わせるようにし、脱税資金が逃げ込まないよう名寄せなどの方法を検討する、③割引地方債が発行されないよう歯止め装置を講ずる、④国債の発行市場と流通市場の利回りのアンバランスを解消する、⑤、⑥、⑦、⑧四項目を

見返り条件として出したわけです。また、当初考えられた金利をかなり低くして発行したという経過もあったのであります。筋が通ってはいればよいようなものであります。中期国債には必ずしもそういう言い面があったと思うんです。今後、そういうことが生じないとも限らない情勢である。十分注意して国民にわかりやすいフェアな方法でやってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(田中敬君) いま和田委員御指摘の、何か四項目か何かの要望か条件というのを明示しになりましたが、それにつきましては私も初めて聞く話でございます。そういうことはなかったと、なかったはずであると、私、引き継ぎを受けました際もそういうことは聞いておりませんし、現在もそういう話が耳に入ってきたことはございません。

○和田静夫君 そうですか。これは、私の引用は昭和五十一年十月十八日号の金融財政事情、大平大蔵大臣が全銀協の会長など、その他関係者に対しての提示と、こういうふうになって、子引きでありますから、ないと言われてしまえばそれまでであります。しかしこれだけの著述になっているものでないというのは大変不思議ですが、少し私の方も、それじゃないと言われれば、ないと言われる観点に立って少し調査してみよう。

時間もなくなりましたが、CDその他少し触れたかったんですが、最後に、昨日のあなたの日経の新聞の発言ですが、国債の流通問題であります。日本経済新聞で田中理財局長が国債消化に柔軟な方針をとられている、そういう考え方をもちのようでありまして、かなり具体的なアイデアというか、プランを話しておられますね、ここでは、国債高下防止のために運用部借入れをやっている、あるいは証券会社の流通金融の手当てをやる、建設国債の七年前後の債券への振りかえをやる、それから私債の発行、そういう発言がずつと出ていますね。これは写真入りであなたに聞く

となっておりますから、そんなことはなかったということにはならぬでしょう。そこで、国債発行の弾力化、流通の促進というようなことかと思ふんですが、発言をもう少し詳しく補足していただきたいんですがね。

○政府委員(田中敬君) 御指摘のとおり新聞社のインタビューに応じて申し上げたこと、新聞に出ていたとおりでございます。

まず、国債の発行面につきましては、市場実勢を尊重して弾力的な発行条件で対応していくという基本姿勢はそれとおりでございます。今回の改定はそれに応じたものであるというふうに考えております。

それから、今後の発行でございますが、やはり市中では長いものよりも短いもののニーズが多いという点でございますので、私もはでます。これはなるべく現在の十年国債で短縮が可能なのがあれば、これを資金ニーズに合ったものに依りて発行したいと存じております。

その方法が二つございまして、一つは、現在予定をいたしております二年、三年、四年のいわゆる中期債の公募額を拡大するという方法、それからもう一つは、現在十年で発行を予定しておりますものを若干期間を短縮する方法でございます。で、公募額の拡大につきましては、何せ本年初めて二兆七千億という大きな公募をする、しかもこの公募は恐らく五月から始まると思ひますが、この公募の状況を見ながらこれが円滑に消化をされ、かつ、資金ニーズに合った適正なレートがつくというようにございまして、これは状況に応じて拡大をしていく用意をいたしております。

それから十年債を一部短くするという話、あるいはこの中短期債の公募枠を広げるといふ、いずれのものにも共通いたしますが、御承知のように特別債につきましても、国債整理基金による借りかえ発行というものが認められておりません。そういう意味では期間を短縮すれば短縮された期間の時点で償還負担が起きてまいります。

先ほど和田委員から御質問ございまして吉野次

長がお答えしましたように、国債整理基金の資金繰りから申しますと昭和六十二年度からは一般会計の繰り入れが必要になるという試算になっております。この繰り入れ額が特別債発行期間中に来るといふような事態、すなわち、特別債の期間を短縮して償還期がたとえ昭和五十九年に来る、そのときにさらに特別債が発行されておるといふような事態になりますと、これは特別債の償還のために特別債を出すという自己矛盾を起してまいります。そういう意味で、私も期間は短縮を図る際は特別債を除いた四条件、建設公債といたしたいというふうに考えております。そういう意味で建設公債につきましては、いま申しましたような期間の短縮、公募債の拡大というものをやっていきたいと思っておりますが、これをしからばどういう方法でどういう条件で行うかということになりますと、やはりこれらの国債の大宗を引き受けております金融機関——シ団でございますが、シ団の事情もございまして、これは今後、いまからたとえば七年債というものについては協議を進めてまいりたい。

一部こういう説もございまして。たとえば十年は長いから七年、六年にしたらどうか、全くの御意見でございますが、さて、六年、七年にしようといいたしますと、引受者側からとってみれば、七年と十年はそんなに期間が違わないではないか、十年なら七・二％の付利がされるけれども、七年ならそれよりも相対的に低い利率しかつかない、余り期間の差がないものなら高い利率の方がいいんだということを主張される向きもあります。この期間の短縮の問題と申しますのは、いろいろ言われているように、期間が短縮されれば国債の消化が促進される、確かにその面はございまして、実際にこれをどうアプライしていくかと申しますと、いまみたいような議論も出てまいりますので、方向としましては私もとしてはそちらの方向で極力努力をして、シ団あるいは国債応募者のニーズに合った商品を開発していきたいというふうに考えております。

それから市場対策として資金運用部資金で買い出動をするというようなことを申し上げておられますけれども、これにつきましては私も原則として価格支持政策は行すべきでないという基本原則を持っております。しかし、価格支持政策は行いませんけれども、たとえば現在のよう資金需要がそれほど多く出ているわけではない、ほとんど長期の資金需要はない。しかもにもかかわらず、長期債券だけがこのように非常に価格が下落しておる、それらの要因がどういふ要因であるか分析いたしまして、一部のこれらの要因を排除するために、ある程度の市場への介入を行えばそこで安定感が出てくるという範囲においては運用部の出動も考えたい。そういう意味におきましては、現在新しい発行条件を設定しました後、いまからの問題と申しますのは、既発の国債をどういふふうな管理をしていくか、特に六・一%国債というものの管理をどういふふうにしていくのかというところが一番大切な問題だと存じますので、資金運用部による出動、あるいは今後成長通貨の供給という形で日銀が当然本年度間にオペレーションを行われると思いますが、そのオペの対象としてどういふ債券、国債を選ぶかというようなことについて協議をした上、万全を期していきたいというふうな考えをしております。

○勝又武一君 私、本日は大臣の出席がございませんで、私に与えられた質問時間のうちで特に大臣にお聞きをいたしたい政策的な課題につきまして、明後日に譲らしていただきまして、本日はできるだけ現状分析なりその認識について二、三お伺いをしたいと思います。

一つは公定歩合引き上げにかかわる問題、もう一つは国債消化の具体的な現状、見通し、こういふ一時間がありまして六・一%国債と今度の七・二%との差の問題とか六・一%国債の損失に対する問題をどう考えるとか、そういうことにも行くかもしれません、その辺だと思えます。

まず第一に、公定歩合引き上げ問題ですが、四月十日までの本委員会、私も忠実に出席をせず

つとお聞きをいたしてまいりました。その質疑状況を振り返って見ますと、公定歩合引き上げについては、特に竹田さんの大蔵大臣への質問のときの大蔵答弁等も、よく考えて見ますと、大蔵大臣答弁なり大蔵当局は、公定歩合引き上げについてはきわめて慎重であったというように私は判断をしております。

そこで、あのとき大臣もいわゆる両にらみ論、インフレ抑制と景気回復、そういう意味での答弁をされておりましたが、今回、一週間前になりましたけれども、踏み切られた最大の理由は何ですか。

○政府委員(米里忍君) 今回公定歩合を引き上げました基本的な考え方は、現在の金融環境が非常に緩和しておる、御承知のように、公定歩合は終戦直後の混乱期を除いては最も低い三・五%という水準にあるわけでございます。こういった非常に緩和した金融環境のもとにおきまして、御承知のように卸売物価の上昇が非常に昨年十一月以降目立ってまいりました。

こういった金融環境のもとでは卸売物価の上昇、これは主としていままでは海外要因が主であったわけでございますが、そういったものが国内で一部に過剰流動性を生んだり、あるいはインフレ心理をおおるといふようなことによつて非常に加速されるおそれがある。したがって、こういった過度に緩和した金融環境というものをこの際正すことによって物価の上昇、これはなかなか金融政策だけでは完全に抑え切れるというような性質のものではないと私は思っておりますけれども、そういったものがインフレ心理その他によつて加速されるというのを防ぎたい。つまり、今後の物価の上昇テンポというものを極力抑制していく必要がある、こういう考え方が基本的な考え方でございます。

○勝又武一君 大臣の言っていたときの両にらみ論は、ややウエートの置き方が違つたように私は見えますけれどもね。

そこで、それでは一体景気回復になるのか、経済企画庁なり通産省はこの引き上げについてどう思われますか。つまり、引き上げには反対であつた、非常に消極的であつた、そういうふうに新聞等も報道しておりましたし、この公定歩合を引き上げるといふ政策によつて、具体的に景気回復なり雇用拡大、雇用促進について足を引っ張る、そういうことにならないのか、経企庁としてはどういふような判断をしているのか。

○説明員(島中杉夫君) お答え申し上げます。

経済企画庁といたしましては、現状におきましては、景気回復と物価の安定を両立させることが何よりも重要であるというふうに考えておりました、この点の認識につきましては、日本銀行あるいは他の経済官庁との間に食い違いはございません。

今回の公定歩合の引き上げは、ただいま大蔵省の方から御説明がございましたように、このような観点に立つて行われたものでございまして、景気回復と物価の安定を両立させること、このテンポを抑制するという予防的なものであるというふうな理解をしております。

そこで、景気への影響ということでございますが、私も開発いたしましたモデル等を使ひましていろいろ計算いたしておりますけれども、七・五%程度の引き上げの影響は、景気に対しては比較的小さいというふうに考えております。もちろん、このモデルの計算がそのまま現状に当てはまるというものではございませんので、公定歩合引き上げの効果はそのときの経済情勢に応じて変わってくるわけでございますけれども、特に現在におきましては、先ほど御説明がございましたように、インフレマインドが高まっておりますおそれがある、こういう時期におきましては、公定歩合を引き上げまして、他の政策とあわせて投機的な企業家の心理を抑制する、予防するということによりまして、むしろ景気回復に対してはプラスの面もある、このように判断しております次第でございます。

○勝又武一君 よくもまあ二週間ぐらいでそう主張が変わるかというぐらいに思いますけれどもね。まあ課長の答弁ですけれども、経済企画庁なり通産省のいわゆる首脳部は、全然違うことを言っていたんじゃないですか、大臣を初めとして。はなはだばくは問題だと思ひますよ、いまの課長の答弁は。

政務次官いかがですか。こういったところへ来ると、課長がいまのような答弁をなさる。ところが二週間前は全然違うことを言っていたんでしょ、通産省なり経済企画庁は。しかも財界なり経済界の首脳部なんかも全く同じことをおっしゃっていた。二週間ぐらいの間にそんなに主張が、経済企画庁とか通産省というのは――通産省もきのうお話を、きのう私質問通告のときしましたら、そういうお話がある。そんなに簡単に二週間ぐらいで変わられるんですか。これがきょうの本論じゃありませんかね。

○政府委員(米里忍君) この公定歩合引き上げの議論に当たりまして私も、日本銀行それから経済企画庁という御相談して、全般的に……

○勝又武一君 あなたに聞いているんじゃないです、こつちに聞いているんだ、経済企画庁にお聞きしてらっしゃるんですよ、簡単に言つて下さい。

○政府委員(中村太郎君) 私もこの委員会に出席をいたしております、勝又委員の言われることも十分理解をできるわけでございます。ただ、大蔵大臣が大蔵大臣という立場で、いつ幾日から公定歩合を上げるといふようなことは、従来の例からいいますと申し上げられることではありませぬし、腹には十分承知をしながらもあつたやうな表現をせざるを得なかつたという苦衷もひとつござひ御理解をいただきたいと思つておられます。

○勝又武一君 端的に言つて雇用拡大なり景気回復についても今度の公定歩合引き上げというのはマイナス要因、その方がむしろ強いんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(米里忍君) いろいろ議論をいたしま

して大体共通の認識に達しました点は、まず景気に対する影響、短期と中期に分けて、短期的に考えますと、公定歩合の引き上げというのはGNPの需要項目によっていろいろなプラス・マイナスの影響があるかと思いますが、たとえば個人消費というものをとりますと、物価が安定することによりまして実質が伸びるというような面もございます。一方、先生御指摘のように、個人住宅投資あるいは民間設備投資、あるいは在庫投資というように点ではマイナスに響くというような点もございます。

で、GNP全体として考えますと、ごく短期的には若干のデフレ効果になるであろうということ、私どもは共通の認識として持っているわけでございます。ただ、この短期につきましても、去年の暮れに本年度の、五十四年度の見通しをつくりました時点に比べまして経済の実態はかなり強くなつてまいっております。公定歩合を引き上げますと直ちに影響を与えますのは企業収益の面だと思ひますが、企業収益が当時見ておつたよりもはるかに強いという点になつております。

それから中期と中期と申しますか、やや長い目で見ますと、どちらかというと物価の安定というのは息の長い経済成長につながるという面もある。そういった短期、中期の面を彼此検討いたしましたし、景気にはほど大きな影響を与えないということで、企画庁、通産省と意見の一致を見たわけでございます。

○勝又武一君 審議官の私の質問に対します最初のお答えですね、最初の答弁のときの点を私なりに判断をしますと、大臣の言っていたいわゆる両にらみ論の点、関係からいけば、物価上昇、インフレ抑制、そういうことにはややウエートを置いた答弁のように伺ったわけです。

そこで、公定歩合引き上げということが物価上昇の抑制になるという御説明、いまの点もわかりますけれども、もっと別のところに物価上昇のやっばり要因というのがあつたのじゃないか。つまり、これも前回から再三竹田委員も御指摘にな

りましたけれど、いわゆる三分の二が外的要因であるという問題も、円安なり石油の問題なりあるでしょうし、もちろん卸売物価の問題もありますけれども、あとの具体的なメジロ押しは公共料金の引き上げの問題、それから国鉄運賃から米から、そういうことをいろいろ具体的に考えてみますと、やはり国内要因についてだけ完全に上昇の歯どめになるというように公定歩合引き上げがストレートにダイレクトにつながるのか。私は、実はもっと違う要因があるからなかなか物価上昇の決め手にはならないのじゃないか、こう考えますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(米里君) 先ほどもちよつと申しましたが、おっしゃいますように、今回の物価上昇要因はいろいろなファクターがございます。なかなか総需要管理政策だけで完全に抑えるという性質のものではないと思ひます。

対外的要因、国内要因という分け方もございまして、あるいはまたコスト要因、需給要因というふうに分けて、需給要因のうちの需要面の政策が今度の金融政策であるというふうに考えております。

供給面につきましては、去る二月二十六日の物価担当官会議で決めた個別の八項目対策、生活関連物資の供給を安定させるとか、そういったような意味での、あるいは現在の供給制限体制というものをできるだけの必要なものについて供給増に振り向けるような行政指導をするといったようなことをあわせやっていたらなければならぬというふうに考えております。

ただそれにいたしましても、おっしゃいますような対外的要因、たとえばOPECの石油の原油価格の値上げでございますとか、海外市況、非鉄、木材などの高騰がそのままが国内に波及するとうような面もございまして、完全にこの金融政策だけで物価全体を抑えることはなかなかむずかしいかと思ひます。そこで今度のねらいはそういったものを、しかし加速させるのは国内要因も多分にある、その加速を極力抑制するというこ

とが主であるということを申し上げたわけでございます。

なお、最初の答弁でちよつと十分でなかったかと思ひますが、今回はそういった物価の考え方、公定歩合の引き上げを行ったわけでございますが、財政金融政策、経済政策全体のスタンスといひましたし、依然として今後とも景気物価両面にらみということで景気についても十分考慮してまいらなければならぬというスタンスでございます。

○勝又武一君 関連をしまして、公共事業の実施体制という問題ですね。上半期の実施率が大体六五%から七〇%ぐらいだったのですか、いままでです。そうなるとう物価上昇とインフレ拡大を抑える、そういう観点からいいますと、公定歩合引き上げをしたこととの関連において上半期の実施率、これを修正する必要があるのかないのか、この実施率を下げざるを得ないという論理的な帰結になつていくんじゃないか、そういうふうには思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(吉野君) 先般閣議でお決めたいただきました上半期六五%ないし七〇%という実施率でございますが、これはその時点におきまして経済全般の状況、なかなか御指摘もございました物価についての注意をすべき要因、これらを踏まえて六五%ないし七〇%という、私ども機動的に申しておりますが、物価の状況にも配慮しながら機動的に施行をするという考え方で定めていただきました率でございます。

御承知のように、五十三年度は七三%という目標率を定めたわけでございますが、それと比較していただきましたとおわかりいただけるかと存じますが、六五%ないし七〇%という幅を持った目標を念頭におきまして、御注意でございます。物価の状況にも配慮しながら、その中で地域的にもあるいは労務あるいは資材の価格の動向にも注意をしながらきめ細かく機動的弾力的に施行をするということでございますので、現在のところ、この目標率を変える必要はないというふうに考え

ております。

○勝又武一君 いまのことは私は納得しかねますけれども、本論ではありませぬので、そのことはきょうは差し控えておきます。

そこで、いろいろお聞きしましたけれども、結論を言うと、今回の公定歩合引き上げに伴つて国債の利子を引き上げる、そして国債の消化に役立てる。つまり今回の公定歩合引き上げの具体的なメリットというのは国債消化、いわゆる国債の市場価格の下落を防ぎ国債の消化に役立てる。こういうことに帰結していくんじゃないかというふうに私は思ひますが、それは思ひないのですか。

○政府委員(米里君) 先ほど申しましたように、あくまでも引き上げの理由というのは物価の問題でございます。たとえば為替レートの変更に伴います円安をどうするかとか、あるいは国債の市場価格の動向とかという問題はございまして、けれども、それとまた、そういった円レートあるいはポンドマーケットということが公定歩合を上げることによりまして、結果的にプラスになるというふうなことはあるいはあるかと思ひますけれども、あくまでも考え方は金融政策独自の判断として景気と物価を総合判断した上での政策であるというところでございまして、また、そういう考え方をとりますと今後の金融政策につきましても非常に悪例を残すというふうなことになるので、その点は私どもはつきり物価の問題であるというふうに考え方を割り切っております。

○勝又武一君 私は、先ほど言ったような指摘をするわけでありまして、そういう立場で、国債消化の見通しについて、少し時間がなくなつてまいりましたが、お聞きしたいと思ひます。

それで、具体的に今度の新発債七・二といひゆる流通利回りとの差の問題ですね。きょうの新聞、きのうの夕刊等も大分このことを書いておりますけれども、これで見ますと、流通利回りが、きょうの新聞によりまして六・一、国債については八十七円六十九銭、そこで流通利回りを八・三%と考えても、今度の七・二との差が一・一%にな

る。三月国債のときを見ますと、当時は流通利回りが六・九八%、〇・八の差があった。しかし三月の場合には国債の利子の引き上げは〇・四%である。つまりその差を〇・四%詰めなければならぬ。四月の発行停止という、一時停止でなければならぬ。また再発行になりましたけれども、いわゆる四月発行停止ということになった。そこで今回〇・七%引き上げてもなおかつ、八・三としても一・一%の差がある。この三月と四月と比較しまして、公定歩合を引き上げ、関連して国債の利子が引き上げられた、こういうことで本当に国債の消化ができるのか、一体見通しはどう持っていられるのか、いかがですか。

○政府委員(田中敬君) いままで国債の価格が急激に下落したということは、先行きの金利の状況が不透明であるということが一番大きな原因であったと思います。いま御指摘の流通利回り、現行の利回りが八・三程度であるという御指摘がございまして、けれども、六・一%という非常に低いクレープン(クーポン)のものは、やはり相対的に、利率が低いだけに長期の資金の実勢から比べますと非常に高い市場実勢、すなわち価格が下がるということは当然でございいます。

そういう意味におきまして、私も三月に改定いたしました国債の条件が六・五%でございまして、けれども、それに近似いたしました六・六%国債というものも現在市中で流通いたしております。この金利動向を見てまいりますと、複利式計算によりまして、三月の国債条件を改定いたしましたから四月の十九日、国債の条件を新たに改定するまでの約一カ月の期間の平均をとってみますと、複利式では七・二八〇ぐらいになっております。私も私どもはそこいらがほぼ実勢と申します。か、六・六ないし七%程度の国債の、一カ月平均ではございまして、ほぼ実勢に近いものではなからうかというふうに感じましたこと、いま一つは、やはり何と申しまして、総体に資金需要が出ておられない、そういう中で長期の債券だけが下落しているというのは金利の不透明感があ

るので、これが払拭されれば安定するはずのものでございまして、ここで七・二%という新たな条件を設定し、その他の長期債の金利あるいは長期金利というものが一連で確定をいたしてまいりますと、市場は落ちつきを持つてくれるはずでございいます。

そういう意味では、私もこの七・二%のクレープンで十分今後消化が可能である。また市場も、そういう意味で一般に金利が高くなるということとは決してこれは国民経済にとりましてもプラスになる問題ではございませぬので、その辺を皆さんが御認識くだされば七・二%で消化が可能であると思っておりますし、また、そのように期待をいたしておるわけでございいます。

○勝又武一君 そうはおっしゃっているんですけども、きょうの各紙を見ますと、六・一%国債の方は八十七円六十九銭、利回り八・四六%、こうなっているわけですね。そして六・一%国債が売れない要因について各紙が具体的に幾つか指摘をされている。その中に、今度の七・二%国債、これに基づいていわゆる金利の先高感、これが根強くある。まだ上がるんじゃないか、こういう点ですね。この間からもいわゆる値ごろ感というものが日銀なり大蔵当局からもありましたけれども、そういう点からいくと、この六・一%国債の方は一体どうなっちゃうんですか。これは見通しはどうですか、六・一%国債は。

○政府委員(田中敬君) 本日の新聞によりますと、金利の先高感がまだあって市場は安定しておらないということが記事として出ておるのは私も読みました。しかし、これはいまから政府なり金融当局である中央銀行が金融政策の先行きをはっきりさせれば解決をする問題だろうと思っております。そういう意味におきましては、私もやはりもうこれ以上当面金利改定というものはあり得ないんだと、またすべきでないということを考えておりますので、その心理は市場の一部の心理であって、これが市場全体の心理であろうとは思っておりません。

先ほど和田委員からお話ございましたけれども、市場実勢というものをどこでつかむかというものは非常にむずかしい問題でございまして、いまのようなそういう異常な心理と、それから六・一%国債という極端なもので構成されております。そういう気配というものを市場実勢と思えますと思ひ誤るという節もございしますので、そこは十分検討してまいりたいと思ひます。

それから六・一%国債はどうするかというお話でございまして、やはり七・二%という新しい条件を設定しました以上は、六・一%の国債というものは発行価格、額面価格を維持することができないのは当然でございします。いま八十七円ないし八十八円という気配が立っておりますが、これをたとえ現在の日本式の利回り計算にいたしてみますと、これが七・二%に回るといふのは価格が約九十三、四円ぐらいだろうと思ひます。ですから、私は、もうこの六・一%国債というものが発行価格九十八円なり九十九円に値段が戻るといふことは現在の金融情勢のもとにおいてはあり得ないことだろうと思ひます。

しかし、これは債券の性格といたしまして、十年という債券を発行いたしますれば、その間に金利の低下局面もございしますし上昇局面もございします。八%の国債を出しましたら、その八%国債といふのは昨年の段階では百十円を超えるような値段がついたわけでございしますし、一方でキャピタルロス、キャピタルゲインというものが、売買があれば当然起きますのが債券の性格でございします。私は、この六・一%国債につきましてはこれ以上極端な下落がないようにすることこそが大事なことだと思ひます。その価格をいまの七・二%の流通利回りまで戻すということはどういふ不可能であるし、かつ行ふべきことではないと思ひております。

○勝又武一君 時間もなくなりましたので、六・一%国債のことはあさっての続きの方はお伺いをいたします。そこで、当分の間七・二%を引き上げないという

話ですが、よく法律用語の「当分の間」というのはずいぶん長いんですけれども、何十年も「当分の間」がありますけれども、いま局長の言う「当分の間」というのは、新聞報道によると年内は上げないと、こういう書き方が散見しましたけれども、そういう意味ですか。

○政府委員(田中敬君) 私どもは、先ほど申し上げましたように、当面金融政策の変更がない、金融政策の変更のない限りにおきましては市場の実勢というものは七・二%程度であろうと思ひておりますし、市場関係者も七・二%という条件は歓迎をいたしております。市場関係者一同この七・二%で今後市場が維持できるように努力をしようということまで私も申し合わせもいたしてきております。そういう状況でございまして、いま金融政策の変更のない限りこれは続き得るものであるし、また、しばらく金融政策も変更すべきでないし、そういう意味におきましては、私はこの七・二%の条件といふのは当分続き得るものと考えております。

ただ、発行者の姿勢といたしまして硬直的であつてはなりませんので、市場の実勢に応じて弾力的な対応をいたすべきことは当然でございしますけれども、そういう弾力的対応の姿勢といふことを堅持しながらも、いまの状況では七・二%でいけるというふうな期待をいたしております。

○勝又武一君 私は、当分の間というのは、新聞に出た局長の言う年内かという関係を聞いたんですが、何かはつきりしませんが、国債が売れないという状況が、国債消化が十分だといふ状況がないという、私はそういうことにならない心配を持つからお聞きをしているんですよ。いままでもずいぶんそうだったんだから。だから、じゃ国債消化が十分であつても利子改定は行わない、そういうことですか。

○政府委員(田中敬君) 私どもは消化が十分できると思っております。できない状況であればそれに対応してはならないと思ひますけれども、

現状では十分できるものと確信をいたしております。

○勝又武一君 その確信だけでは、一番迷惑をこうむっているのは国民なんですよ、大衆なんですよ。それを六・一％と七・二％の比較でお聞きをするつもりでいたしたけれども、それは時間がなくなりましてから明後日にいたしますが、被害をこうむるのは大衆ですからね。そのときに、大蔵省は当分の間改定はいたしませんと言った、しかし国債消化がきわめて不十分であった、また利子引き上げを行うということになると、そのときはまたいまの局長の言を聞いている国民は、大衆は、大変な損害をこうむるし、それから不信を持つわけですね。ですから、新聞に出ていた、局長が言う年内は上げないという、それは間違いないのか、誤報なのかどうなのか。当分の間というのは確信を持っているという、消化ができるという確信を持っているという以上、政治的なやはり大蔵省としての責任があるんじゃないか。そういう意味で、新聞に出ていた年内は上げないという意味は誤報なのかどうか。当分の間というのは、国債が売れるという確信があるからという意味でなくて、それじゃどうしても国債消化ができない時点についてはまた金利引き上げをせざるを得ない、利子引き上げを行わざるを得なくなる、こういうように言うのか。どちらなんですか。

○政府委員(田中敬君) 大衆の損害というお言葉がございましたけれども、国債の利子を負担しているのはわれわれ大衆の税金でございます。国債の利上げということはそれだけに租税負担、歳出負担がかかることで、そちらの面からの着目も必要だろうと思います。

それから大衆が損をするということでございますが、債券というものは、やはりこれはキャピタルゲインなり何なりをねらって投機のために買うものではないと見えて、確定利率で十年間という、その予測のもとで取得をしていただくものでございまして、やはりその点は、債券を買って

いただくビヘービアをいたしましてはやはり十年持つという前提で買っていたくものと私も、特に個人の場合ではそうでございますので、ここで大きなロスが出るというふうな問題ではないというふうな考えております。

それともう一つ、最後のお答えでございますが、端的に、当分というのは年内か年度内かというお話でございますけれども、私もはあはゆる国債管理政策を駆使してこの七・二％という金利が維持できるように努力をしたい。それは少なくとも年内、年度内はそういう努力を続けてこの実勢で消化し得る環境をつくっていききたいという願望も込めた発言でございます。

○勝又武一君 これで終わろうと思ったんですけども、おしまいのところがちょっと私の言っているのと違うわけですね。十年間持っていれば損をしないということじゃなくて、六・一％を買った人と二カ月の違いで七・二％を買った人とは、七・二なら一・一％違うでしょう。それ十年間一・一％違うわけでしょう。そのことを言っているんですよ。だからそのことについては時間がなくなりましたからあきつてにしますけれども、そういう意味で申し上げた。

○委員(坂野重信君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後一時五分開会

○委員(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢追秀彦君 初めに、国債管理政策について伺いをいたします。

四十年代は国債の発行額、現額ともに少なかった

たので、発行後一年で日銀に集まる、いわゆる日銀集中管理方式による管理が可能であったわけですね。しかし、五十年代に入りましてそれが不可能であり、さらに財政収支見通しの六十年代までを見ましても、日銀集中管理方式は使えないと、このように思います。こうした前提に立って新しい国債管理方式をどのようにお考えになっておられるか、まずこれをお伺いしたいと思います。

○政府委員(田中敬君) 矢追委員御指摘のとおり、五十年までの国債につきましても、発行額が少なかったこともございまして、非常に高度成長に恵まれた時代でございましたので、シ団、特に金融機関が引き受けました国債につきましても、一年たちました段階ではほとんど日銀が成長通貨の供給ということでオペレーションでこれを買って上げておりました。そういうことによりまして金融機関が保有する国債の残高というものは非常に少なかったわけでございますが、五十年代以降大量の国債も発行になりまして、金融機関の保有残高がふえてまいっております。特にここ五十二、五十三年度におきまして大量発行、かつ日銀のオペレーションの額が、と申しますか、成長通貨の供給量が相対的に国債発行額に比べて非常に減ったということから、市中金融機関の保有額がふえておる。五十三年度末で市中金融機関が保有いたしておられます。国債が二十兆円を超える状況になっております。

そういう意味で、新しい国債管理政策といたしましては、こういう市中金融機関の保有がふえる、あるいはまた市中金融機関に入ってくる資金流入量、端的に言えば預金のフローの増加額に対して新発債の引受額というものの割合が国債を含めた公共債全般について非常に大きくなっておるといことがございます。そういう点におきましてはシ団の負担、市中金融機関の負担が非常に大きくなってきたという点が違ひますので、この点については十分今後の国債管理上も留意をしておいかなくてはならないと思っております。

国債管理上留意すべき点といたしましては、やはり何といたしましては現在の国債というものの大部分が市中金融機関に引き受けられておる。すなわち、現在の日本の金融方式が九割方間接金融に頼っておる現状でございますので、金融機関の引き受けというものが大きくなるというのにはやむを得ないこととございまして、その市中金融機関の資金ポジションあるいはポートフォリオ、あるいはまたその預金増加額、資金コスト、こういうものを見ながら国債の発行条件あるいはその他の流通面の配慮をしていく必要があるというところで、五十年以前とは相当国債の管理上むずかしい問題が出ております。そういう意味におきましては、今後の国債の発行に当たりましてはそういう市中金融機関のニーズに合った、あるいはその資金ポジション、あるいはポートフォリオ構成上ニーズに合った国債の発行が必要である。すなわち種類の多様化、あるいはまた市中金融機関の負担を極端に大きくしないための公募債の導入というようなことが必要であろうかと思っております。

○矢追秀彦君 五十四年度末に約六十兆円、六十年年度末に百三十兆円になると予想される国債残高に関連して、このうち市中保有分と中央銀行と政府とに分けた場合、どのような見通しをお持ちになっておりますか。

○政府委員(田中敬君) まず五十三年度末、ことしの三月末の実績でございますが、発行残高四十二兆六千五百八十八億円に對しまして日本銀行が一・三％の割合の八兆二千四百六十一億円、資金運用部資金が全体の一〇・一％の割合の四兆三千百億円、市中金融機関が全体の四八・六％に当たる二十兆七千二百八十一億円、個人等が全体の二一・九％に当たる九兆三千三百十五億円を保有しておるのが現状でございます。

御質問の、六十年、財政収支試算に出ております六十年年度末どれくらいになるかという点につきましては、今後の国債発行が公募入札を大きくするとか、オペの状況でございまして、あるいは個人消化がどれくらい進むかというような点が

全然予測できませんので、六十年度の保有割合がどのようになるかという点につきましては、現在のところ私どもは確たる見通しを持ち得ておりません。

○矢追秀彦君 まあ、見通しもむずかしいかと思いますが、傾向として市中保有分が相当高まるとい言われた四・八・二％、やはりこの程度の推移はやむを得ないかと思えます。私も、先日予算委員会で大体もう市中というものが限界いっぱいというまでできておると、こういう点を指摘をしておりましたが、この市中保有分がこれから相当高まってくる。これはもう必至だと思えます。市中金融機関を中心に手持ち国債が値下がりしてきた場合、国債残高から見ると痛手というのは大変大きいわけですね。この国債管理政策のポイントとしては、やはりこの値下がりの損失をどこまでカバーするのかが、その値下がり損を小さくするか、そういうことになるかと思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(田中敬君) けさはど来しよばし申し上げておりますと、債券というものは現状では十年の長いものでございまして、十年間の保有期間中に金利の上下によりまして手持ち債券の評価益が出まじたり、評価損と申し上げますよりも含み益が出まじたり、あるいはいまの現行経理基準によりまして評価損が出るということはやむを得ないものと考えております。

やはり十年の保有を前提とした債券ということであれば、それはやむを得ないことでございまして、対策といたしましては、いたずらな乱高下による公社債市場の乱れ、あるいはそれによってくる保有金融機関の経理上の損失というものをなるべく少なくするように、乱高下は防ぐべきであらうと思えますけれども、一般的な金利状況、金利水準に應じまして国債価格あるいは債券価格が変動するものを、無理にこれは変えるということとはできない性質のものでございまして、すべきでもないもので、その点は放置をする以外にはないと思えます。

一番大事なことは十年持つておれば額面で返ってくるというのが債券の種類でございまして、その額面価格が十分価値を維持する。すなわち、債券保有期間中にインフレによる額面の実質損失を招かないようにということで、やはり長期の債券を発行している現状におきましては、何よりもこれのインフレでございまして、インフレ防止というものがすべての政策に優先すべきだろうというふうな考えております。

○矢追秀彦君 もちろん広い意味での国債管理政策は、国債発行、借りかえ、償還を含むでしょうが、究極的にはさきに言った値下がりを防ぐという対策が中心になると思えます。しかも、公社債市場が未発達で間接金融方式に偏り、御用金調達方式と言われるようなのが国の国債発行方式では、値下がりの際の国の責任というか対応策というものがやはり強いられたいと思えます。その点は株式などとはわけが違ふと思うのです。

そういう点で、先ほどほつておくしかないとおっしゃっておりますけれども、こういった面で政府の国債管理政策、こういったものは検討しなきやならぬと思うのですけれども、その検討状況です、先ほど少しづつは言われておりますが、検討状況について述べていただきます。

○政府委員(田中敬君) 国債管理政策と申しますのは、やはり何と申しましても財政の負担の軽減を図りながら国が発行いたします国債につきまして発行、消化、流通面を通じてこれがうまく経済の中にマッチしていく方法、それを探る、あるいはそういう手だてを行うのが国債管理政策であらうと思えます。

端的に、現状に照らしましてどういう手だてを考へ得るかという点につきましては、まず発行面につきましては発行条件を弾力的に市場の実勢に対応するということが一番であらうと思えます。同時に、やはりそのときどきの金融情勢によりまして長期資金が潤沢にある場合、あるいはまた長期資金に対するニーズが少なく短期資金に志向している場合等がございまして、そういうと

きときの金融情勢に見合いました国債の種類を工夫していく。端的に申し上げれば十年が長ければこれを短くする、あるいは非常に短い二年、三年、四年というものが円滑に消化し得る見通しがあるというのであれば積極的にこれに志向していくというような対応が必要であらうと思えます。特に今後の国債管理政策上留意すべき点と申しますのは、ただいま矢追委員から御指摘がありましたように、日銀によってオペで吸い上げられる額が少なくなつて、市中金融機関の保有分が非常に大きくなる。この価格に大きな変動をもたらしますという問題を生じてまいりますので、既発債の管理、いわゆる保有国債に対する配慮というものが非常に大事であらうと思えます。

金利が上昇局面におきましては手持ち債券というものの価格が下がるのは当然でございましてけれども、これがいたずらに下がらないようにという配慮をする必要があると存じますので、今後私どもはこの六・一％国債を中心とした既発債の価格について十分の注意を払い、できるだけの手だてを行っていくということが当面必要な肝要な国債管理政策のポイントであらうかと存じます。

(委員長退席、理事梶木又三君着席)
○矢追秀彦君 具体的にできれば御報告いただきたいのですが、現在値下がり大きいと言われる六・一％国債の損失を市中金融機関、証券会社別に報告はできますか。

○政府委員(徳田博美君) 現在、全国銀行が保有する国債の評価損の大勢を占めるのは、先手御指摘の六・一％国債でございまして、この評価損は取得価格九十九円五十銭、時価九十二円四十銭、差し引き評価損七円十銭という前提で計算をいたしまして、五十四年三下期において全国銀行で約千四百億円でございまして、これは経常利益に対する影響をいたしましては、五十四年三下期決算から推計いたしますと大体二割程度と、このように考えております。

○政府委員(田中敬君) 証券会社を通じて売りました六・一％国債が約一兆七千億でございます。そのうち一兆三千億が個人に消化されたものと、一応の推定をいたしております。証券会社が募集しましたのは一兆七千億であるという数字はこれははつきりいたしておりますけれども、そのうち純粹の個人にどれくらい向かったであろうかということとはあくまで私どもの推計でございまして、全くの仮定の数字といたしまして一兆三千億は個人に向かったという前提に立つたことといたしまして、ただいま銀行局長が申し上げました市中金融機関のいわゆる評価損として経理したものと申しますものは六・一％国債で、すでに上場されておる六・一％国債についてことしの三月の三十一日の国債の時価、すなわち九十二円四十銭という計算で行われたのが先ほど銀行局長が申しました数字でございまして、個人には別に決算月はございませ

ん。現状で、たとえば八十八円だというような推定をいたしますと約十一円強のいわゆる評価損的なものがあるわけにございまして、一兆三千億にこの十一円程度の評価損を立ててみますと、計算上は、約千三百億から千四百億持っております国債を、もし現在売るとするならばという前提での目減りがあるかと思ひます。

○矢追秀彦君 いま銀行一つを取り上げても利益の二割という大変な評価損になるわけですが、これを実際補う方法はあるのかないのか、その点はいかがですか、大変むずかしい質問かも知れませんが。

○政府委員(徳田博美君) 銀行について申し上げますと、昨年におきまして国債の評価損等に備えるために国債価格変動引当金制度を設けたわけにございまして、決算期ごとに国債の期中純増額の二％を引当金として繰り入れまして、評価損等の発生時にこれを取り崩してこれに充当できることとしていたわけにございまして、現在これに充当できる国債価格変動引当金の額は税引き前に換算いたしまして約千億円でございまして、これを主体にしまして三下期の決算は処理を行ったわけにございまして、根本的には野放図な国債発行が原

因になるわけですが、やはり当面の国債管理政策というものが政府にきちんとしたものでできていない。四十年代の日銀集中管理方式は機能しなくなつておるのに、それにかわる構想が、私は全然ないとは言いませんけれども、やはりきちんとしていないのではないかと。だから、有効な国債管理政策というものがいままで毎日過してきてきたのではないかと、このように私は指摘をしたいわけですが、それでも、それに対する反省というものはお持ちなのですか、どうですか。

○政府委員(田中敬君) 私は、国債管理政策というのは、たとえばよく言われておりますけれども、この際パッケージで十年債を全部なくして七年債にするとか、公募額を拡大して何兆円にするとか、あるいはまた、国債整理基金あるいは資金運用部資金によつて市中に出動して市中の乱高下防止対策を行うとか、こういうことをあらかじめスケジュールを持ってこれを発表し、これを行うというのが国債管理政策であるというふうには考えておらないわけでございます。

やはり国債管理政策というのは、そのときどきの公社債市場の状況その他を見まして非常に弾力的に流動的に対応していくということが要諦であらうかと思っております。

従前、たゞいま御指摘のように、現在の公社債市場の状況から国債管理政策について国が配慮が足りなかつたのではないかと御指摘でございます。また、短いもの、あるいはいろいろのものを従前からやっておけばこんなことにならなかつたんだではなくて、金利の下降局面におきかとも存じませんが、昭和五十二年から五十三年、昨年いっばいにかかまはしては金利が下降局面でございまして、国債というものはむしろ飛ぶように売れたと申しますか、むしろ国債を買えばキャピタルゲインが得られるのではないかとというような異常な公社債市場の心理状況であつたわけでございます。その限りにおきましては、国債というものは

の順当に消化されてきたわけでございますけれども、この国債大量発行時代に入りまして初めて今回金利上昇局面を迎えたわけでございます。従前も、昭和四十年代におきまして金利上昇局面というものは何回か迎えたわけでございますが、発行される国債というものの量が少なかつたこと、あるいはまた、たとえばその際に六・五%の国債を引き受けて金利上昇に応じてその国債のクーポンが七・五%に変わったといつたとしても、その六・五%クーポンの国債というものは一年たてば日銀が理論価格でどうか、市価でこれを賣うといつたとしてもキャピタルロスというものは大したものではなかつたという点で推移をしたわけでございますが、今回の金利上昇局面におきまして、一方において大量の発行が続く、かつまた、大量の保有残高があるという状況でございます。

そういう意味におきましては、私も今回の事態に当面いたしまして、今後既発行の市場管理をどうするか、今後の発行態様をどうするかという点につきましては、先ほど来申し上げましたようないろいろの観点から注意深く、かつ、積極果敢にこの対策を打っていきたいというふうに考えております。

かつての国債管理政策について配慮が足りなかつたのではないかと御指摘につきまして、私も私どもも甘んじてそれを受けざるを得ない面もあるかと存じますが、今回の事態はそういう意味では初めて逢着した事態である点につきましても、十分御理解をいただきたいと存じます。

○矢追秀彦君 大量発行が一番根本的には問題であるわけですが、国債の値下を防ぐ方法というものはそんなにたくさん私もあるとは思いません。一つの方法として、結局どのつまりは資金運用部、それから国債整理基金等を主とした政府資金による買い支え、これも一つの方法だと思ひますが、私はこれがすべてだとは言つておりませんが。

さきの三千億円の買い出動、これが逆効果となつたわけですが、それはともかく、これらの資金の中で買い支え得る金額、これをどの程度に見られておるのですか。それと、その確保というのはできておるのかどうか。その点はいかがですか。

○政府委員(田中敬君) 国債整理基金につきましてはいろいろの機能が与えられておりまして、もちろん将来の償還財源ということで国債整理基金には資金が組み入れられておりますが、国債整理基金の機能が入れられました。市中の状況によりまして買い入れ債額を行うとか、あるいは市中から国債を買入れ入れる、また国債整理基金にたまつております資金の運用方法自体として、市中からの国債の買い入れ保有ということが考えられます。国債整理基金の資金というものは、五十四年度末におきまして約一兆九千億と予定されております。

しかしながら、国債整理基金は一兆九千億円の資金が今後年々積み増されてまいりまして三兆、四兆とこれがふえていくわけでございますが、ふえてある時点、極点に達した時点ぐらひにおきまして今度は償還が始まるといふようになります。そういう意味におきましては、償還財源の確保という観点から国債整理基金の持つておる手持ち資金を全部動員して市場に出ていくというわけにはまいりません。現状では五十三年度末、はつきり記憶いたしてありませんが、約一兆二、三千億円の手持ち資金があるかと存じますが、これを一時動員する。あるいはまた、資金運用部資金につきましては、資金運用部資金と申しますのは、御承知のように財政投融資の原資に使われておりながら、これも、財政投融資の原資に使われておりながら、財政投融資資金の実際の支出というものが年々ずれてまいります。いわゆる繰り越しというものがございまして、それから、財政投融資計画に計上しない資金運用部資金の使用も行われております。

たとえば、地方交付税につきまして、交付税特別会計に年度末に二兆数千億の金を貸すというよう運用も行われております。交付税特別会計に二兆数千億、残高でもうすでに五兆円以上のものを貸し付けておりますけれども、こういうものを貸し付けるといたしまして、時期的に税金が入つて交付税特別会計に一般会計から金が渡されるということになります。この五兆数千億の残高が減る時期がございまして、そういう、しかし減るけれどもまた年度末には返さなくてはならない、あるいは繰り越しで、恒常的な繰り越しとして資金運用部資金に常時一兆ないし一兆五千億程度の手元流動性があるという問題がございまして。

そういう意味におきましては、金額のめどとはつきり申し上げるわけにはいきませんが、いまま申し上げた整理基金の資金あるいは資金運用部資金の常時手元流動性として持つております資金の全部をこれに充てるというわけにはまいりません。今後の財政投融資の動向とか、いろいろのことを勘案して操作すべき問題だろうと思ひますけれども、金額的にどれくらいかと端的にお答えはむずかしいでございますが、まあ一兆か一兆五千億程度のものはこれらの対策に使用し得るんじゃないかというふうに感じております。

○矢追秀彦君 一兆か一兆五千億といふ言われましたが、これだけ大量国債を発行する以上は、当然値下がり、あるいはまたその防止策というものは、もつてに考えておくべきであつたと思ひます。そのためには、いま申し上げた資金運用部資金、ひいてはいま理財局長も言われましたが、財政投融資計画の融資計画までを含めて国債管理政策をどうするか、そういう点までの構想をきちんとなければいけないかと思ふんですが、その点はまあこれからやりになるのかしりませんが、先ほどから反省を求めると言つたのはそういうことも含めてでございますが、いま一兆五千億ぐらいはいけるんじゃないかと、そういうアバウトな話ではなくて、かなり今後の財政計画の中では融資計画までを含めてきちんとした管理政策の構想をつくるべきだと思ひます。

日銀集中方式の国債管理がむずかしくなつておりますから、それにかわるファンドをどうつくる

か、やはり相当程度安心できる対策が準備されな
いといけないと思うんです。そういった意味で、
いま申し上げた財政計画を含めた上での国債管理
政策、これはどう構想されるか、その点は構想ご
ざいますか。

○政府委員(田中敬君) ただいまも国債整理基
金、資金運用部資金等を総合しまして一兆ないし
一兆五千億というものはいざという場合には使え
るんじゃないかというのを申し上げたわけでご
ざいますけれども、もともと資金運用部資金とい
うものは国債対策のために本来動員すべき筋合い
のものではないと思いますし、市場対策というも
のもこれは行わない方が望ましい。資金運用部資
金であれ、国債整理基金であれ、それが市中に買
い出動に出るといことは、その限りにおいては
短期的にはマネーサプライの増加になるわけでご
ざいます。これを日銀との、金融政策との整合
性を持ちながら、それだけの余分のマネーがサ
プライされた場合に、確実に金融調節手段として
中央銀行が金融政策の整合性の中でこれを吸収し
ていくという前提がなければ行へばいいことでは
ない問題でございます。そういう意味におきまして
は、私どもは資金運用部資金なり国債整理基金が
市中に出ていろいろの対策を行うということはよ
くよくの場合に限るといふふうに考えておりま
す。

それから、一兆、一兆五千億と申し上げまし
けれども、これは単に感じとして、いざという
ときはそれぐらいのことは考えられるだけでござ
います。一回これをやっつけてしましますともう来
年、再来年はできなくなる問題でございます。資
金運用部なり整理基金が国債を買って、また整理
基金なり運用部で資金の需要が出たときにこれを
市中に売るといふようなことが可能な状況であ
れば別でございますけれども、今後相当の大量国債
の発行が続くといふことでございまして、運用部
なり整理基金が手持ちの国債を市中に売ってこれ
を換価するといふような事態はなかなかあり得な
い。そういう意味では整理基金なり運用部が市中

から国債を売って買い入れるということは、
それだけ運用部なり整理基金の流動性をなくして
これを非常に硬直的にする問題でございます。

私どもは、資金運用部の運用、今後の財政投融
資との関係の御質問でございますが、やはり資金
運用部資金といふものは、国債の当初引き受けを
含めまして、財政投融資計画に重点的に使用すべ
きものである。いま資金運用部資金が国債に対す
る何らかの作用をいたすとすれば、当初引き受け
をどれくらい引き受けるかという問題と、それから
いま御質問のございましたように、市中にどれく
らい出動し得るかという両面の問題がございま
す。私は、やはり当初引き受けを大きくして市中へ
のインパクトを少なくする、そして当初引き受け
はどれくらい大きくできるかという問題は、これ
はその年その年の財政投融資に対する需要との関
連で決めるべき問題だと思ひます。そういう意味
におきましては、資金運用部資金なり国債整理基
金が市中に出るといふことは、金額的にも余り大
きくは期待できない、また、期待すべき問題では
ないといふふうに考えております。

○多田省吾君 初めに、先日の公定歩合引き上げ
に伴う住宅ローンの金利について二、三お伺いし
ておきたいと思ひます。

住宅金融公庫は五月一日から今年度第一回の
融資を行ひまして、その際、年利五・〇五%は据
え置いたまま募集すると発表をいたしました。が、
二回目以降につきましましては、今回の公定歩合引き
上げに連動して金利を上げるといふ予測もありま
すけれども、二回目以降の金利について建設省、
大蔵省はどのように考えておられますか。

○説明員(浜典夫君) 御質問のように、現在の住
宅金融公庫の貸し付けは昨春の公定歩合あるいは
財政金利の引き下げに伴ひまして現行は五・〇五
%——一番基準的な個人建設等のものでございま
すが、になつておりまして、御指摘のように、先
般五月一日から本年度の第一回募集はこの現行金
利でやるように決定し、発表いたしましたところで
ございます。

今後、預金金利あるいは財政金利の引き上げ等
の検討が進むと存じますが、公庫金利につきま
しては、住宅政策上持ち家取得に対する適切な援助
という観点も必要でございまして、しかし、基本
的には経済運営の根幹をなす金利体系の整合性の
確保という問題もございまして、まあ財政当局とも
よく御相談しながら対処してまいりたいと存じま
す。

○多田省吾君 私は、融資する側はそれほど負担
増ではないと思ひますが、借りる側にとつ
ては大変な、この場合負担増になるわけございま
す。公庫融資が仮に五・五%に上がったとした
場合、まあマンション購入資金といひまして限
度いっぱい九百五十万円を三十五年償還で借り
たとしますと、元利均等払いによる毎月の返済額
は現行では四万八千二百四十八円でありまして、
五・五%になりますと五万一千六百円になりまし
て、月額では二千七百六十八円、年額では三万三
千二百六十六円、全体といたしますと百六十六万二
千五百六十円という負担増になるわけございま
して、いまの課長もおっしゃったように、せつかく
増加しつつある住宅建設にこれは水を差すことに
もなりかねません。整合性ということもありま
すが、やはり私は住宅政策上の理由を大切にいたし
まして、公庫融資は二回目からも現行のままでい
った方がよろしいんじゃないか、こう思ひます
し、もしこの二回目以降に上げるといふようなこと
になりますと、年度半ばで変わるというふうな
ことは、これも初めてではないかというふうに思
われますが、この辺はどう考えておられますか。

○説明員(浜典夫君) 借りる側の立場に立ちます
と先生御指摘のような負担増になります。ただ、
金融公庫の主たる原資が財政に依存している以
上、そのコストという関係を抜きにして議論はで
きないわけございまして、これまでもそれぞれ
変動はありながら、法律の範囲内で定められてお
るわけございまして、一義的に安ければ安い
ほどいいというのではないという考え方をいたし
ております。

さらに、ことしの公庫の事業計画自体が、全体
の民間住宅建設が戸数で申しまして百五十数万戸
というオーダーでこの数年続いておりますし、明
年度もそういうような想定の中で自力建設を行
えない層に対する援助として、昨年度当初と同じ
十五万戸という事業計画を設定しているという
量的な問題もございまして。

ことしは、量的な話はそういう一般的な下支
えをしながら、むしろ質的な向上という形で限度
額の引き上げ等の内容の充実をお願いしたわけ
ございまして、そういう絡みで申しますと、まあ
今後におきまして年度途中にそういうものが起
こるといひますと、多少の公平さだとか、あるいは
事務的処理上の混乱と言ひ過ぎでございま
しょうが、起こりますけれども、その中で運用
していくのがまあこういう政策金融の基本的な
あり方かと存ずるわけでございます。

年度途中の改定は、まあ卑近な例で申しま
すと、これは引き下げでございますが、昨年も四
月の末にございまして、五・五から五・〇五へ移
っております。

ことしは、年間計画的募集ということである
ところ四年回を計画的に募集すると、先ほど申
しましたのはその第一回でございまして、そう
いふこともございまして、多少の節目がございま
すので、そこをきちんと整理していけばそれな
りの対応はできると存じます。

○多田省吾君 まあそうはおっしゃいますけ
れども、最近の公庫融資利用者は低所得者層が
非常にその割合が増加しておりますし、そのほかに民間
金融機関の住宅ローンへの依存度というものが最
近は二八%というぐあいに非常に高くなつて
わけでございます。その民間金融機関の住宅ロー
ンの金利も上がるということになりますと、これ
は借りる側にとっては大変なことでございま
して、まあ新規融資分も現在は七・六二%で
ございまして、予測では〇・三%上がって年に七・九二
%になるんじゃないかと、あるいは既往の金利も
公定歩合が引き下げられたときにはまあ三回に一

回ぐらいちょっと引き下げる程度でありますけれども、こういう公定歩合が引き上げられるということになりますと、たちまちもとの金利に戻そうかというような雰囲気になりがちでございまして、これはもうそういうことはやめてもらいたいですけれども、こういったことではますます住宅ローンは国民の家づくりを助けることにはならないで、かえって足を引っ張るようなことになりかねない。

ですから私は、政策金利という一面もあるわけですが、また景気浮揚という効果から見ましても、公定歩合の多少の引き上げ等でも、まちこの住宅ローンに影響を及ぼすような住宅政策ではなしに、やはり国民の側から考えて住宅政策あるいは金利政策というものももう少し真剣に考えるべきでないか、このように思いますが、もう一回ひとつ所見をお伺いしたいと思います。

○説明員(浜田夫君) 先生御指摘のとおりだと思います。

私どもの考えを冒頭に申し上げましたが、持家建設に対する適切な援助という考え方は当然基本にございまして、それと通常の政策金融との絡みという観点で対処したいと、こういうのが現在まあ直ちに公庫政令の改正といったスケジュールに至っておりませんので、少し早手回しの議論かと存じますが、そういう態度で対処したいと存じますし、さらに住宅政策の方で見ますと、たとえば卸売物価の高騰といったたいの話を考えますと、そこら辺の先高が見込まれ、あるいはそれが現実のものとなりますと、やはり持ち家建設に対する家計の負担は非常に重くなるわけでございまして、それはどうも住宅政策だけじゃなく、公定歩合の引き上げ等によるやはり経済運営全体の対策が講じられて相まって、最終的なそういう持ち家取得に対する援助が実現するわけでございまして、ただ単に現在の公庫の貸出金利を墨守しているというだけが一つの立場ではないというところでございまして、

したがって、先生御指摘の繰り返しになり

ますが、そういうことも配慮しながらでございしますが、全体の政策融資の金利体系の中で判断していくべきものと、財政当局ともよく御相談して対処したいと存じております。

○多田省吾君 まあ建設省はそうおっしゃいます、次に大蔵省にお伺いしたいと思っておりますけれども、今回の公定歩合の引き上げに伴って、いま質問いたしましたように、住宅政策における金利のあり方ということにつきましては、やはり国民本位に考えて、多少の公定歩合の引き上げ等に左右されないようにすべきではないかと私は思います。

まあ森永日銀総裁も言われておりますように、金融政策の効率を高めるといふ意味から、公定歩合に連動してすべての金利が動くというような硬直的なやり方ではなくて、まあ金利の自由化、弾力化を進めることが必要である、こういう意味のことをおっしゃっているわけでございまして、われわれはやはり住宅融資につきましても、金利はなるべく現行に据え置きまして、国民が安心して住宅を購入できるようにすべきだと、このように思いますが、大蔵省の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、住宅融資の金利はなるべく低利で安定的に推移することが望ましいわけでございまして、そういう観点から、公定歩合に連動して動かすというような考え方はないわけでございまして。

ただ、先生御承知のとおり、四十八年の金融制度調査会におきまして住宅金融のあり方について答申が出たわけでございまして、その場合にも、住宅金融の金利は極力安定的なことが望ましいけれども、ただ定期預金金利と長期プライムレートが動いた場合には原則としてこれを動かすというような線が打ち出されておられるわけでございまして、またこの定期預金金利と長期プライムレートの間については結論が出ていないわけでございまして、けれども、仮にこれが動くということになりますと、これは民間の金融機関の住宅ローンの金利

も、従来の原則に照らしまして、これは引き上げざるを得ないんじゃないかと、このように考えております。

○多田省吾君 次に私は、物価、金融政策について二、三お尋ねをしておきたいと思っております。大蔵省は過去四年間、経済安定のための金利自由化の努力を続けてきましたが、金融政策が今回のように引き締め型に転じた後は、金利の自由化、弾力化というものは当然続けていかれると思っておりますけれども、これに対してどういう考えでおりますか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の金利の自由化というのは非常に重要な問題でございまして、金、た、金利を自由化いたしますね、金利機能がより有効に活用されるのは発揮させるといふ点にあるわけでございまして、つまり、金利の資金配分機能あるいは景気調整機能をより有効に発揮するための手段として金利自由化という考え方があられるわけでございまして、この点から考えますと、現在日本の金融の金融構造ないし金融情勢のもとにおいて、すべての金利を自由化することが直ちに金利機能の発揮に通ずるかどうかということについてはまだ疑問があるわけでございまして、この点で申しますと、日本の場合には、まあ間接金融市場におきましてはいろいろな制度の存在あるいは中小企業金融機関等の存在もございまして、必ずしも金利の自由化にはなじまない面があるわけでございまして。

したがって、まあ資本市場からまず金利の自由化が進むことが望ましいわけでございまして、この点につきましては、先生御承知のとおり、国債につきましても、あるいは最近発行することが決まりましたCD、すなわち譲渡性預金につきましても金利の自由化ということがかなり推進されているわけでございまして、こういう点から資本市場、特に短期資本市場から金利の自由化が漸次浸透いたしまして他の部面に及ぶのが適当ではないかと、このように考えております。

○多田省吾君 まあいまも触れられましたが、も、CDの金利のあり方についてお伺いしておきますが、先般公正取引委員会からCDの金利を監視する旨の発表があったわけでございまして、CDの金利につきましては、金融機関が大蔵省、日銀に定期的に報告することになっておりまして、その際行政指導が行われることもありまして、その行政指導のあり方が問題になると思っておりますが、大蔵省は今回の公取委の発表をどのようにとらえておりますか。

○政府委員(徳田博美君) CD、すなわち譲渡性預金の金利につきましては、短期金融市場の整備を促進いたしますとともに金利機能の一層の活用を図るということをねらいといたしまして、金利を自由化したわけでございまして、つまり、臨時金利調整法に基づく大蔵省の告示による金利の最高限度の定めを外したわけでございまして、そのときそのときの市場の実勢に応じて、金融機関とこのCDの発行を希望する者との間で自由に決定することが望ましいと考えているわけでございまして。

したがって、大蔵省あるいは日本銀行において当面この譲渡性預金の金利の動きについてウオッチすることになったところでございまして、むしろこの金利が自由に形成され、かつ、公正にその金利の構成が行われることを確保することをねらいとしておられるわけでございまして、公正取引委員会の御指摘のように、この譲渡性預金の金利が全く自由に決まることをわれわれは期待しているわけでございまして。

○多田省吾君 それから、今回の公定歩合の引き上げは物価と景気の両面にみだ、こういう考えで行われたと聞いておりますけれども、インフレを警戒した予防措置ということもありますが、その中で、通貨供給量の伸びの四割近くが金融政策の力が及ばない財政支出であるというのが現在の状況でございまして、そうしますと、国債対策は言うまでもありませんが、財政の方も物価警戒型に転換するのかわるか、その辺は大蔵省はどう考えているんですか。

○政府委員(吉野良彦君) 財政の側面では物価あるいは景気との関係で政策的に調節可能な部門と申しますと、申し上げるまでもなく公共事業等の分野かと存じます。

〔理事梶木又三君退席、委員長着席〕

午前中も御議論がございましたが、五十四年度の公共事業につきましては、やはり景気とそれから財政の健全化、両にらみということで公共事業につきましてかなり重点的に規模の確保を図ったわけでございます。その後、確かに御指摘のように物価につきまして細心の注意を払うべき要因が出てまいりましたわけでございます。

そこで、五十四年度予算に織り込まれました公共事業の執行につきましては、先ほども申し上げましたが、五十三年度のようにいわば促進一本やりの形ではなくて、六五から一上期の執行でございまして、六五から七〇%と、どちらかと言えばモデルレートな率で、しかもある幅を持たせまして、その中で物価、それから地域的な景気の動向、いろいろな要素をにらみながら弾力的に執行をするというふうに態勢を整えているわけでございます。

御指摘のように、一挙にいま直ちに、極端に物価警戒型というふうに考えますれば、あるいは公共事業をどちらかと言えば抑制的に執行すべきではないかというような御意見にも通ずるのかも存じますけれども、私どもとしては、いままでのところ、やはりせつかく景気の回復が定着しつつある現状でございますので、手放しで景気の先行きについて樂觀するのはいかがかという考え方もございます。

そこで、先ほども申しましたように、ある幅を持ちまして弾力的な執行をいたしまして、景気と物価と両方の両立を期待をし、念願をしているという事情でございます。

○多田省吾君 それからもう一点は、やはり今後の物価を考えた場合、卸売物価も報道によりますと今月は一・五%ぐらい、前月比、なるんじゃないかというふうな予想もございまして、そのほか

にいわたるM2というものが前年比、現在は一二%増というのを聞いております。狂乱物価直前の四十七年秋の二七%に比べますと心配はないという見方もありますが、現在は経済成長率が当時の半分でありまして、国債も当時は二兆円程度でありましたが、今年度は十五兆円にも上っております。これが通貨供給量を押し上げ、悪性インフレの原因となりまして、その過剰流動性をふくね上がらせるという心配が強いわけでございます。前回は質問いたしましたけれども、再度確認しておきますけれども、M2について現状認識をどう見ておりますか。

○政府委員(徳田博美君) マネーサプライ、つまりM2の伸びでございますが、昨年の六月ごろ一二%台になりましたから、最近まで一二%台の低い方では横ばいで推移しているわけでございまして。したがって、現在のところ、M2自体を見ますと、これは名目成長率とも余り大幅な乖離はないわけでございまして、直ちにこれが物価に重大な影響を及ぼすというような過大な水準にはないと考えているわけでございます。

ただししかしながら、M2以外に流動性の要因となり得る企業の保有の短期有価証券につきましては、かつて数年前よりもかなり高い水準になっておりますし、それからまた、別の意味で流動性を支えるものとしての金融機関の貸し出し態度、つまりペイラビリティもこのところ非常に緩和と基調に向かっているわけでございます。そういう点で、一部に流動性の過剰と言われるような面があることも否定できないわけでございまして、この点につきまして金融面からその行き過ぎた緩和を抑えるという目的もありまして、ことしに入りましてから日本銀行における窓口規制につきましてもその点の配慮を行ってまいりましたし、また、公定歩合の引き上げも行いましたわけでございまして、これは必ずしも引き締めに転ずるといふことではございませんけれども、警戒的な中立の姿勢を一層明確にした次第でございます。

○多田省吾君 次に、国債関係について若干質問をいたします。

大蔵省は財政制度審議会の特別部会で国債発行を再検討するということをおっしゃったように聞いておりますが、大蔵省当局としては、国債発行の歯どめをどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(吉野良彦君) 先生御指摘のように、昨年から財政制度審議会の部会の中で公債の問題を主として財政的な側面から検討を続けていたでいてるわけでございますが、その中にももちろん公債の歯どめの問題についてどう考えるかというような問題も含めていろいろ御議論をいただいているわけでございまして、まだ財政制度審議会としての御結論なり御意見という形でまとめたものをいただくような段階にはなっていないわけでございます。

そこで、財政制度審議会は審議会として、大蔵省としてはいかに考えているかというお尋ねでございます。これも先生よく御存じのとおり、五十年年度の補正予算以来、特例公債を含めまして公債が累増するという局面を迎えまして、私ども財政当局といたしましては、必ずしもこれは理論的な根拠のあるものではございませんけれども、ともかくも一般会計の予算規模に占めます公債発行収入の割合、つまり公債依存度を三〇%を一線といたしまして、これを何とか私ども財政運営に当たする者の立場からの一つの制約というふうに心得て財政運営をするように努めてきたわけでございまして、きわめて残念なことながら、五十二年度のこれは当初予算までは堅持することができたわけでございしますが、その後予期せざる円高その他のいろいろな要因もございまして、補正予算以来この三割の線を突破するようになったわけでございします。

そこで、公債の歯どめでございしますが、これはもちろんいろいろ御意見が各界にもございします。たとえば、ただいま申しました公債依存度というものに着目して何か簡明な歯どめを考えるべきではないか。あるいはまた、予算の中に占めます

いわゆる公債費、国債費のシェア——まあ、五十四年度予算におきましてはたまたま予算規模の中の一〇・六%を国債費が占めているわけでございしますが、このような国債費のシェアに着目をして考えてはどうかというふうな考え方。あるいはまた、年々の公債依存度なり国債費ではなくて、やや長期的に見まして政府のいわゆる公債も含めた債務残高のスケール、それが国民経済、つまりGNPの大ききとの関係でどの程度の比率になっているかといった観点から考えてはどうか。あるいはまた、その年々の財政収支のしり、つまり赤字の大きさがGNPの大ききに対していかなる比率を占めるか。いろいろな係数的な観点から簡明な直截な歯どめが考えられないかという御意見がいろいろございします。私どももいろいろ勉強をいたしてございしますけれども、いずれもこれ理論的な決め手がないわけでございします。

なお、財政制度審議会でも先ほど申し上げましたように御審議をいただいておりますので、その辺の御審議の経緯もにらみながら、私どもなりに勉強していきたいと思っております。

しかしながら、いざいざいたしましたとしても今日四割にも近い公債依存になつております五十四年度の予算を考えますと、このような高い大量の公債依存をいつまでも続けていくということは、やはりあらゆる意味において許されないことであろうと思ひます。

そこで、私どもといたしましては当面のいわば歯どめ、当面の目標といたしましては、公債の中でもとりわけ不健全だと、法律的にも特例的な公債でございしますいわゆる特例公債から一日あるいは一年でも早く脱却をすること、これが当面の私ども財政当局に課せられました公債発行につきましても歯どめではないかというふうに私どもは

○多田省吾君 国債の発行条件の改定でございしますが、三月債の条件改定が効果を上げなかったのは市場の実勢に合わなかったことが最大の理由ではないかと思ひます。

次の発行に際して再度条件改定が行われるわけでありまされども、三月債のときもそうでありましたように、現在でも市場関係者の意図的な思惑で流通利回りが上がるというような考え方が大蔵省にあるように聞きますけれども、これはいかでございませうか。

○政府委員(田中敬君) 最近の国債の市況軟化の原因の一つといたしまして、今回の改定までは金利先高感ということから市場関係者の買い控え、あるいは悪い言葉で申しますれば思惑的な要因もあったかと存じますが、今回の国債の条件の改定によりましてそういう先行きの不透明感がなくなつたと思つております。また、そういう不透明感があればこれを私どもは払拭すべきだと思つております。そういう意味におきましては、この先行きの不透明感をなくすることによりまして市場は落ち着いていくというふうな考えをしております。現在の市場におきまして特別の思惑的な動きがあるというふうには考えておりません。

○多田省吾君 私には国債の円滑な消化促進ということを考えて、当然市場の実勢を率直に反映させた条件改定を行うべきではないかと考えますけれども、次に発行される国債は、昔聞かれておりました〇・七五％程度の金利引き上げで十分だと判断しておられるのか。また、〇・七五％がその場合市場の実勢と考えると、お伺いしたいと思つております。

○政府委員(田中敬君) 多田委員のせっかくの御質問でございしますが、〇・七五でございませんで、今回確定いたしました金利の引き上げはクーパー・レートで〇・七、最終利回りで〇・七〇四の引き上げになっております。私もこれは〇・七〇四という新条件につきましては、現在の市場で一部六・一％国債が八％を超えるような気配相場が出ておりますけれども、いろいろの要因を踏まえ、かつまた、三月に条件を改定いたしました四月の十九日まで新しい条件を設定するまでの一カ月の間の平均的な利回りを各種の利回り計算でやっ

てみますと、やはり今回の七・二％程度の公社債の発行条件というものは十分市場の実勢に定着するもの、あるいは実勢に近いものであるというふうな思つております。

○多田省吾君 四月発行の国債は中止されましたが、最近、公定歩合の引き上げに伴つて金融情勢の環境は好転したという判断からか、四月債を復活させて今月中に発行する予定があるとも聞いておりますけれども、この辺はどう考えておられますか。

○政府委員(田中敬君) 四月の当初、三月に改定いたしました条件では国債の発行は不可能というふうな判断をいたしましたので、旧条件による発行は取りやめたわけでございします。その後の情勢の推移によりまして、新しく公定歩合が改定されたということで金利の先行きについての見通しが立ちましたので、改めてここで国債の条件を改定することによりまして市中での四月債の発行を再度計画をいたしましたわけでございします。

実は、昨二十三日に引受団と世話人会を開きまして、新条件によりまして一兆円の四半債、利付十年債を引き受けるという協定が成立いたしました。本日より募集開始、二十七日払い込み発行ということとで四月債を復活させていただきます。

○多田省吾君 この場合、金融債を発行している長期信用銀行とか、地方債の発行を監督する自治省とか、あるいは証券界から反発が出ていたようございしますが、これに対して大蔵省はどう対処されるわけですか。

○政府委員(田中敬君) 一部新聞にそのような報道がなされておつたのも拝見いたしておりますが、まず地方債につきましては、地方債の発行というものはほとんどが四月、五月になるわけでございます。で、政府資金引き受けと地方銀行による縁故債の引き受けとございします。縁故債の引き受け、地方銀行の引き受け等につきましては、自治省やあるいは私どもと相談をいたしまして、今回の金利改定があるということで、その金利改定

の前に、なるべく早く、四月中に地方縁故債の引き受けを行うということで、一方で言えば借り急ぎでございしますけれども、地方公共団体の負担にならないよう、その消化が円滑にいくよう、自治省ともども私どもも協議をいたして進めておりますので、円滑にいくように考えております。政府資金の引き受けにつきましては、まだ運用部の貸出金利の改定が行われておりませんので、それに間に合うように地方公共団体が起債手続をしていただければというふうなことを考えております。

また、長期信用銀行等の金融債につきましては、ここに銀行局長がおられますが、特に四月国債を発行するという点につきましては特段の、何と申しますか、クレームとか不満というものは私どもは聞いておりません。

○多田省吾君 時間もございせんので、最後に銀行局長にお尋ねしておきたいんですが、公定歩合の引き上げに伴う民間金融機関の住宅ローンの取り扱いについて、既往の分につきましても上げているというふうな雰囲気があるようにも聞いています。公定歩合の引き下げのときは既往の分は三回に一回とかしか下げておりませんでしたし、私はその辺はやはり指導によつて現行据え置きというふうなことにすべきだと思つておりました。そのぐらひはやはり考えなくちゃいけないんじゃないかなと当然思いますが、どうお考えですか。

○政府委員(徳田博美君) 住宅ローンの既往の貸付金利は変更しないということが原則でございまして、したがって、今回仮に新規の分が引き上げられるといたしましても、既往の金利が直ちにそれによつて引き上げられるということはないわけでございます。ただ、従来住宅ローンの金利を引き下げる過程におきまして、新規の金利に比しまして新しく貸し出しする金利が著しく下がった場合には、既往の金利につきましても所要の引き下げを行ったことがあるわけでございます。昨年四月の金利引き下げのときには、八月返済分から九％以上のものについては〇・一八％、九％未満のものについては〇・一二％の減免を行った

わけでございます。

ただ、この減免措置は、将来金融情勢が変化して新規金利が七・九二％以上になったときはこれは消滅するという約束になっていたわけでございます。今般、仮にいま新規の住宅ローンの金利の引き上げが行われまして新規のものが七・九二％以上になりますと、この既往のかつて特別に引き下げをした処置はこれは消滅することになるわけでございます。ただ、この点につきましてはどのような方向になるかということについて、なお検討中でございます。

○佐藤昭夫君 日銀から参考人をお願いしておりますので、最初にそれに関連をする質問をいたしたいと思つますが、午前中からのいろいろ質疑の中で、今回の公定歩合の引き上げが日銀なり政府側、いずれも物価対策のためだという説明がされておるわけですが、事の経過を見ても、まさにそういう言い方というのは白々しい言い方で、私も納得がいかないわけなんです。とにかく国債の消化難を打開するためにということが一つの要因として大きくあつたんじゃないかということをお尋ねするんですが、物価対策のための今回の公定歩合の引き上げだということであれば、一物物価についての効果をどういうふうに見ているのか。

いろいろ新聞報道等に意見として出ております。それを見ましても、それを疑問視する意見というのが多々出ています。しかも、経済企画庁の推定による数字というところで何つていいます。が、卸売物価の引き上げ効果は〇・〇三％程度だということにも言われているわけですが、こういう物価に対する効果という点についてどういう見通しを持っておられるのか、まず日銀側と政府側と、それぞれお尋ねをいたしたいと思つています。

○政府委員(米里忍君) 今度の公定歩合引き上げの理由は、午前中から申し上げておりますように、景気、物価両面にらみという基本的な方針のもとで、現在の物価情勢から見まして金融情勢が過

度に緩和しておる、こういったものを放置しておきますと、過剰流動性あるいはインフレ心理の波及といったような意味合いから物価の上昇が一層押し上げられる。したがって、その上昇テンポを極力抑制する、こういう考えから公定歩合の引き上げに踏み切ったわけでございます。

御指摘の物価抑制効果という点でございますが、確かに現在の物価上昇にはいろいろな原因がございます。海外要因というものもかなり大きな部分を占めているわけでございまして、まあこの海外要因自体をなかなか公定歩合で遮断するというわけにはまいらないという点があろうかと思いますが、そういった海外要因を受け入れる国内側の要因、特に物価上昇の際に一番注意しなければならぬのは、物価の上昇が続くことによってインフレ心理が一般的に波及する、それによって物価上昇が加速されるということが非常に懸念されるわけでございまして、今回の公定歩合の引き上げはそういったインフレ心理の波及を予防的に抑えよう、そういうことによりまして物価の上昇を、極力国内への波及を抑制しようという考えでございます。

○参考人(中川幸次君) 私どもの考え方も、いま大蔵省側からの御説明と同じでございます。

けさほど来、趣旨の説明その他があつたようでございますが、日本銀行から改めてちょっと申し上げさせていただきますと思ひますが、私ども今度の公定歩合の引き上げにつきましては、景気の上昇が最近一段と明確になつてゐる。一方におきまして卸売物価の上昇が昨年の十一月以来目立つて強まっている状況、こういう状況にかんがみまして、インフレを未然に防止することによつて息の長い景気上昇を図ることをねらいにした予防的な措置ということに尽きるわけであります。

それで、若干敷衍して申し上げますと、卸売物価の上昇でございますが、昨年十一月にそれまでの円高から円安に変わりました以降、卸売物価は五カ月連続上昇しております、十一月が〇・

二、十二月・一月が〇・六、二月・三月が〇・九と、四月の上旬は〇・八%と一旬だけで上がったわけでありまして、十一月から三月までの上昇がちょうど三・一%になります。

三・一%を国内要因あるいは海外要因というふうに分けてみますと、為替による卸売物価の押し上げ要因が一%、それから海外で物が高くなったために国内の卸売物価が上がりましたのは一・一%、国内要因によるものが一%、ほぼ三分の一ずつになつてゐるわけであります。

この十一月から三月までの過程、特に四月上旬までの動きを見ておきますと、初めは海外要因のウエイトが非常に高かつたわけでありますが、ここへまいりましてだんだん国内要因のウエイトが高くなつてきております。国内要因の値上りはまだ工業製品といしましては低次の加工段階のものを中心でございまして、最終的な消費財の値上りはまだほとんど見られません。しかし、だんだん物価は波及していく、原材料の値上がりから製品にだんだん波及していくものでございまして、やがては消費財の値上りが波及する恐れが十分にある。その場合には、現在まではまだ大変落ちついております消費者物価の上昇に波及する可能性が非常に強い、そういう点を私どもは心配しておるわけであります。

幸い、景気の方でございますが、実は日本銀行ではけさほど来支店長会議を開催いたしてあります。いま各地の支店長から報告をとつているところでございますが、その模様は、一言で申し上げますと、だんだん年初来の景気上昇が一段と明るさを増してきて底がたさを加えてきているということでございます。もちろん、地域によりまして若干のニュアンスの差はございますので、各支店長の報告が全く同じではございませんが、こういった基調はいずれも各支店長ともそういうふうに申しておるわけであります。

その背景になつておりますのは、何と申しましたも公共投資の効果が一層浸透しているところに加へまして、このところ個人消費も堅調でござい

ますし、設備投資も昨年ごろまではまだ製造業はずつと減りつぱなしてございしたけれども、製造業もばつぱつふえ出しているといったことで、かなり民間の自律回復力はついてきているというふうに思われます。そういった公共投資、政策需要とそれに加へまして民間の自律回復力、さらには昨年までの円高の過程におきまして輸出の数量は減つて、海外要因としては景気の足を引っ張る要因でございましたが、ここへまいりまして大分円安になり、輸出採算も合うようになってまいりましたので、輸出の下げどまりという傾向も見られるというふうになつたために、全体としての需要がかなりふえ出しているということではないかと思ひます。

もっとも、先行きにつきましてはやや長い目で見ますと、何と申しまして石油事情がどうなるかまだよくわからぬとか、あるいはアメリカの景気がどうなるかといふ不安要因もございします。強固な一点張りではないようでございますが、したがつて金融態度は総じて慎重であるというふうなふうに思つておりますが、ただ当面は、企業の収益もたとへば上期さらに増益になるようでございますし、したがつて、企業のマインドはいまのところは一層明るくなつてきているようでありまして、雇用状態につきましても、徐々にございまして、少しずつよくなつていっているという報告でございます。

そういうふうな景気につきましてはやや明るさを加えてきている、さらに上昇がはつきりしている、そういう情勢に照らしまして金融面はどうかというところを見ますと、最近の金融は、こういう景気と物価の上昇に照らしみれば、やや緩和が行き過ぎではないかというふうに判断したわけでありまして、マネーサプライは今度の場合には私どもかなり用心してまいりましたので、前年比一二%増といった水準でございました。昨年までの非常に景気を促進する、あるいは金融緩和と政策の過程であればこれはまずまず適正値の高い方だけけれども、一応適正値の範囲内に入つておつたと思ひ

ますが、最近のそういう景気、物価情勢にかんがみますと、あるいは最近まで銀行の貸出態度がかなり積極的であるという状態にかんがみますと、やや緩和が行き過ぎているのではないかと、ううな判断であります。したがらしまして、このまま放置いたしますと、海外高から生じたものでありまして、それを安易に国内物価に転嫁されないか、それがさらにインフレマインドを刺激して物価上昇を加速する原因にならないか、こういうふうな懸念もございしますので、ここで金融の緩和が行き過ぎた分を是正いたしまして、輸入インフレが国内へ波及する、そういうのはもうやむを得ざる範囲にとどめるように、そういうふうな金融環境にすると、こゝがいまの金融政策としては非常に大事だといふふうに判断したわけであります。私どもといたしましては何よりも……

○佐藤昭夫君 それでお尋ねしているのは、物価抑制だといふことが言われておるだけけれども、その今後の効果をどういふふうに見ておられるのかと、それをお尋ねしているんです。理由を聞いてゐるんじゃない。理由はもう午前来る説明があつた。

○参考人(中川幸次君) はいわかりました。効果の点につきましては、私ども今後のやはり推移いかんによる、いまからこうなるといふことは、やはり先の見通しでもございします。的確には見通すことは困難でございます。ただし、いまのようにならば卸売物価が前年比はほとんどという状態で予防的意味をこめて金融警戒的中立を一步踏み出すという姿勢をとり、特に今度の場合には公定歩合を〇・七五%引き上げるといふことにもいたしましたので、いまの時点でそういうふうな措置をとつたといふことは予防的効果が十分あるのではないかと。同時に、景気の芽を摘むことも、先ほど来申し上げましたような景気情勢からいってないのではないかと。したがつて、もしこれで物価がある程度おさまつてくれば、息の長い景気上昇はなお持続することを十分期待できるのではないかと、いふふうに思つてゐるわけであります。

す。

○佐藤昭夫君 長い御説明の割りに私のお尋ねをしていることについての的確な答えがないわけですから、新聞報道でも〇・五にするか〇・七五にするか、いろいろ議論があった模様ですが、〇・七五と設定をしたというのは、これこれの効果というものをにらんでの当然そういう議論があったはずだと思ふんですけれども、その御説明ないわけですから、片や、さっきも言いましたように経済企画庁では〇・〇三程度の物価効果だということも発表されておる。しかし、先ほどの御説明では何かインフレ心理の波及を極力抑えるという心情的なことだけ言われているわけですね。

お尋ねしますが、言われておりますように、物価対策としてはこの公定歩合、この問題だけで別に決める手になるものではないというわけですね。総合的、多角的な物価対策、インフレ対策、これを機会にどういうふうに進めようかという問題について日銀側は何か提言をなさっていますか。また、政府の方としてこの公定歩合問題とあわせて総合的なインフレ、物価対策をこれからいよいよどうやろうという考えですか。それをお尋ねします。

○政府委員(米里忍君) けさほどもちょっと申し上げましたが、二月二十六日に物価担当官会議で八項目という物価対策を決定いたしております。これはいろいろきめの細かい施策を考えておりますが、一般的に申し上げますと、生活関連物資あるいは必需品といったようなものについて十分供給確保を図る、それによって価格の安定を図るといふような考え方が一つと、それからさらにはコスト面での、たとえばOPECの原油引き上げに伴います国内の価格形成に当たりましては便乗値上げが行われないように十分措置を講ずるといふような考え方もございます。あるいはまた、通貨供給量を十分ウオッチしていくという種々の対策を講じておりますが、そういうことでコストアップの要因が国内に便乗値上げその他によつ

て大きくはね返ることを防ぐという考え方。

それから供給面での対策、御承知のように不況カルテルもほとんど廃止になったわけですが、そういう供給制限サイドの問題を解決しようという考え方。それに加えて需給面の、特に需要のサイドでの総需要管理政策、こういったようなことで総合的に物価対策を推進してまいりたいという考え方でございます。

○参考人(中川幸次君) 日本銀行から特に政府の方に具体的にこういうことをやってほしいという申し入れはいたしておりません。私も、ただ何と申しまして、日本銀行だけでインフレが防止できるというふうには思っておりませんが、政府におきましてインフレにはしない、物価安定を非常に大事にするという姿勢がインフレ防止するために非常に大事なポイントであろうと思ひます。そういうことにつきましては、総裁初めわれわれも政府の方々とお目にかかるたびにそういうことを強く言っておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 日銀としてこれを機会に特に提言をしているというわけではない。それから、政府の方は二月の二十六日ですか、物価担当官会議、そこでのいろいろな方向を打ち出しておるんだと。しかし、二月にそういう方向を打ち出しても事がうまくいってないわけでしょう。こういう段階で、片や公定歩合の引き上げをやった。しかし、それで物価がうまく抑え込めるかという問題を聞いているわけですね。そこについては何の説明もないわけですね。これはぜひもう言うまでもありません。この公定歩合の引き上げがすべてではない。どうやっていまのこの物価上昇傾向というものを、これを抑制する総合的施策をとるかという問題について、二月には二月の御相談もあるでしょう。しかし、現時点でどうしてももう一遍その施策について再度掘り下げて検討する必要があるんじゃないか、担当官会議というものもあるんであれば、というふうな思ふんですけれども、次官どうですか。

○政府委員(中村太郎君) お説のとおりでございます。まして、今後とも十分こういうような会議を生かしまして努力してまいりたいと考えております。

○佐藤昭夫君 日銀、結構でございます。理財局長が、午前の議論でも出ていましたし、例の四月二十三日の日経に、いわゆる六・一国債をめぐる問題で国債の価格支持政策はとらないが、市場価格の乱高下を防ぐための日銀買いオペを成長通貨の範囲内でやることを考えるというふうな言われておるわけですが、国債の価格支持政策とそれから乱高下防止の日銀買いオペとどう違うのか。広い意味では結局同じことにならんではないかというふうな思ふんですが、その点どうですか。

○政府委員(田中敬君) 日本銀行のオペレーションというものは、通貨の供給調整を行うものであることは御承知のとおりでございます。現在のようない名目一〇〇％ないし十数％の経済成長という、名目一〇〇％程度の経済成長でございまして、それに応じた通貨供給が必要になってくるわけでございます。

昨年の例で見ますと、日本銀行は、正確な数字は覚えておりませんが、約一兆から一兆二千億円の程度の買いオペレーション、国債のオペレーションが昭和五十三年度において行われました。五十四年度においてもほぼ同程度のオペレーションを行うことが予想されておりますので、それにつきましては特に市場で乱高下の激しいような国債を対象としてこのオペを行っていただくことが望ましい。たとえば現在オペレーションの対象としていたしまして国債、政府保証債を中心として行っておりますけれども、同じ国債でも八％利付の国債もございまして、七・五％利付の国債もある。その中で六・一％利付の国債というものが異常な値段をつけておるもので、これにつきましては一般的に保有者の市場への売り圧力が強いと判断されますので、そういうものを、オペを機会にそういう玉を選んでオペレーションをやっていたら、これはそういうものの乱高下対策に資するといふ趣旨を申し上げたわけでございます。

の目的とは全然違った趣旨で、オペを行われるならそういうものを対象にしたい。また、またそうすべきであらうというものを申し上げたわけでございます。

○佐藤昭夫君 成長通貨の範囲内だというふうな言われているわけだけれども、一体それは量的にどの程度になるのか。もしもこの成長通貨の範囲内の買いオペで六・一・一國債が低迷するという場合、一体そのときにはどうするか。こうした点で、結局こういう方向というのは大量国債の発行が財政インフレを強めるといふ危険性をますます増大するんじゃないかというふうな思ふわけですから、いや断じてそういうことにはなりませんというふうな断言できるのか、その点はどうか。

○政府委員(田中敬君) 断言できません。成長通貨を超えてオペレーションを行うべきでないし、また、中央銀行もそれは絶対に行わないであらうということは断言してはばからないところでございまして。

もしそうであっても、さらにいろいろの債券の下落があったら対策としてどうするかというところでございますが、これはいろいろ現在の流通市場をどういうふうな安定的に整備していくかという問題につながる問題でございまして、いろいろ公社債市場の拡大整備というふうな対策で対応する。どんなことがあっても成長通貨の供給量を超えて日銀がこれを買ひ支える、買ひオペを行うということはあつてはならないと思っております。

○佐藤昭夫君 今回の〇・七％引き上げの公定歩合の引き上げ、これに先立ってすでに三月に〇・四％の引き上げがやられていたわけですから、それと合わせますと合計一・一％になるというわけでありまして、当初五十四年度ベースでの財政収支試算が六十年度までのこの数字について予算委員会にも提示をされてきたわけですから、どうですか、この一・一％の利率引き上げということによって今年度以降各年度の金利負担がどれくらいふえるのか。最終的に六十年度ではどれだけ

の金利負担増になるのか。その点はどうですか。
○政府委員(吉野良彦君) 金利改定に伴います国債費の負担増の問題でございますが、まず五十四年度につきまして申し上げますと、先般の〇・四％の引き上げで約百五十億円、それからその後今回の〇・七％の引き上げに伴いまして約二百七十億円、合計いたしますと五十四年度につきまして申し上げました、長期国債でございますが、約四百二十億円の負担増に相なるわけでござい

ます。
お尋ねの、六十一年度以降各年度いかなることになるかということでございますが、実はたまたま六十一年度につきましては試算をしたものがございまして、御指摘の合わせて一・一％の引き上げに伴いまして六十年度の国債費、これは財政収支試算におきましては経常部門におきまして十一兆七百億円という試算が示されているわけでござい

ますが、今回、前回合わせました一・一％のアップに伴います、これは長期債についての計算でござい

ますが、単純に計算をいたしました約七千二百億円の増に六十年度につきましてはなるとい

計算をいたしてござい

ます。
なお、途中の五十五年以降でござい

ますが、五十五年から五十九年度各年度の計算は現在

ちよっと手元に計算をいたしておりませんので、お

許しただきたいと存じます。

○佐藤昭夫君 その七千二百億円増の見込みにな

ると、それは長期国債についてということであり

ますが、中期債、公募入札分、ここはなかなか試

算がむずかしいということでありまして、これも、

仮に長期債とほぼ同様に動くというふうに見て、

これは主計局の方から伺っている数字ですけれど

も、約一兆円ぐらいになるんじゃないかというこ

とですけれども、いずれにしても、現在でも

過大な国債費が一兆円近くそこさらにふくれて

くるということがはつきりするわけですから、

も、そうなりますとこの財政収支試算はもう一遍

つくり直しをするんですか。どうなんですか。

○政府委員(吉野良彦君) 国債費は、申し上げる

までもなくそのときどきの国債の発行条件、金利もその一部でござい

ますが、そのときどきの条件によつて違つてまい

わけでございます。従来もそうでござい

ましたけれども、財政収支試算を策定いたします時点

での条件がそのま

まずつと続くという一応の仮定のもとに単純な計算

をしているわけ

でございます。御指摘のように今回国債の条件が改定

になったわけでござい

ますが、これもまた当然のことながら、六十

年度までそのま

ま変わらな

いという性格のものではないわけ

でございます。

そこで、私も

といたしましては、この財政収支試算というものの性格

にも絡むわけでござい

ますが、財政収支試算というものの性格あるいは趣旨

から言いますと、国債の条件が年度内に変更にな

ったからといって、その部分だけをつかまえてこの財政収支

試算を出し直すというよう

なことはいかがかというふう

に考えております。

○佐藤昭夫君 しかし、その財政収支試算の訂正

はやらな

い。だからといってあの表に示されておるあの数字の範囲

内に国債の発行は、これは年次計画減額しますとい

うことも別にはつきりして

いるわけじゃない、あるいは今回の公定歩合引き

上げに運動する国債の利率変更に伴う、そのこと

による歳入歳出の現時点で直ちにこの見直しをやる

というわけでもないというこ

とは、これは一体どうなるのかというこ

とに国民にとってはなるわけ

です。やっぱりあれば単に国会との関係でなく、国民

に向けての財政の中期的な見通しを提示したというこ

とで、いろんな意味では使われ

ていて数字になるわけ

でしよう。これはやっぱり、今回のこの公定歩合

引き上げに伴う措置に伴つてあの財政収支試算の見

直しをやるべきじゃない

ですか。その点どう

ですか。

○政府委員(吉野良彦君) 繰り返しになりま

して恐縮でござい

ますが、財政収支試算は、もともと

その性格あるいは趣旨が、六十年度という七年先

の時点での経済の姿を現時点で見通し得られます

幾つかの指標を前提にいたしまして、そのほかに

も幾つかの仮定を置きまして六十年度の一般会計の姿を一応描き

まして、それに至ります道筋をい

わばマクロ的な形でお示しを

して、そうして今後

の財政運営をやつていきます場合の基本的な手がかりに

しよう、こういう性格のも

のでござい

ます。

そういう趣旨から申します

れば、ただいま御指摘の国債費の変動で

ござい

ますが、これはもちろ

今後年々変動し得る性格のも

のでござい

ます。

そこで、財政収支試算をお出し

した後、年度内に、もちろんこれは理論

的には何回も改定があり得るわけ

でござい

ますが、その改定の都度試算の出

し直しをするということになり

ますと、その金額も全体のマクロ

の金額から申しますれば比較的小

きな数字でござい

ますから、財政収支試算とい

うものの目的からいたしまして、同

じ五十四年度をベースにいた

します財政収支試算が幾つも出さ

れるというやうなこ

とで、かえつて混乱を招くとい

うやうな問題もあるやうに私も

存じます。

そこで、そのやうな国債の発行

条件に伴う調整をその都度いたさ

なくとも、先ほど申し上げまし

た財政収支試算というものの趣

旨なり目的は十分にこれではな

らるのではない、そういう意味で

条件改定の都度試算をし直すとい

うのはいか

がなものであらうかと、こ

ういうふう

に申し上げたわけ

でござい

ます。

○佐藤昭夫君 今回の公定歩合引き

上げに関連して預金金利の引き

上げの問題がいろいろ検討され

ておるという模様であります

けれども、これはどんな見通し

になるのか。

新聞報道によりますと、一年定期

物現行四・五％を〇・七五％引き

上げて五・二五％ぐらいにする

というの

がもつぱら報道されているわけ

ですけれども、仮にそうだとす

ると、国債の金利七・二％との

差が、一・九五％出るとい

うことになり

ます。こうなりますと大手引受者

である都銀などにとってはか

なり有利な資金運用対象となる

んじゃないかと思

うんですが、こ

こらの関係についてどう

ですか。

○政府委員(徳田博美君) 預金金利につ

きましては、臨時金利調整法に

基づきまして預金金利の見

直しにつ

きまして大蔵大臣が発議した

ところでござい

まして、近く開かれる金利調

整審議会の議を経まして日銀

の政策委員会において決定さ

れることになつて

いるわけ

でござい

ます。

したが

いまして、どのような水準に

なるかは

いまの段階で確たることは

申し上げられないわけ

でござい

ますが、い

ずれにしても、預金金利の

引き上げが行われ

ますと金融機関の資金コスト

はかな

り確実に上昇するわけ

でござい

ます。

これは、預金金利の上昇により

ます金融機関のコストの上昇につ

きましては、預金の種類の構成

等によりまして異なるわけ

でござい

ますが、い

ずれにしても金融機関の資金

コストが上昇することは間違

いないわけ

でござい

まして、その点で運用面につ

きましては、も

やっぱり同じやうに利回りの上

昇が必要になつてくる、この

やうに考えられ

ます。

○佐藤昭夫君 そう

しますと、今度の公定歩合の

引き上げによつて銀行の関

係はかな

りそうい

う資金運用の面

でいろいろ余裕が出てくる。片

や、これは先日の衆議院の審議

の際に理財局長さんが安田

議員の質問に答えて、さつき

も言われたこと

ですけれども、「金融機関にと

りまして、手元の余裕資金の

運用の玉とすれば、六・一

％国債というものは資金

コストから見まして十分ペイ

するものでござい

ます」というふうにおっしゃ

っているわけ

でありますし、この六・一

％国債は、今後仮に預金金利が

一年物五・二五％程度に上

がるとしても、評価損は別と

して実際には損するとい

うことはまあまあないだろ

う、依然何とか採算のとれ

るもの

だというふう

に思うわけ

ですけれども、その点

はどう

ですか。

○政府委員(徳田博美君) 今回の預金

金利引き上げによりまして金融

機関の預金のコストは確実に

上昇するわけ

でござい

ますが、しかしながら、資金

の運用面

でかなりのウェイトを占めて

おります貸し出しの面につ

きましては、現在

のやうな資金

需給状況でございますので、必ずしも公定歩合の引き上げに伴った貸出金利の引き上げが直ちにできるかどうかについてはいろいろ問題もあるわけでございます。したがって、預金と貸し出しとの面だけで申しますと、金融機関の資金経理面は長期的に見ますと必ずしも今回の措置によって好転するということはないと考えられます。したがって、国債との金利差でございますが、これは都市銀行その他一部の資金コストの効率的な金融機関につきましては、当然その国債の金利と資金コストの間に利幅が出てくると思ひますけれども、相互銀行、信用金庫等につきましては、必ずしもそのような状態にまいるかどうか、もう少し検討してみることがあるのではないかと、このように考えております。

○佐藤昭夫君 相互銀行、信用金庫、その関係は多少事情が違うというお話の部分は、もう少し、果たしてどうかといういろいろな検討が要ると思ひますけれども、いずれにしても大銀行について見れば今回の公定歩合の引き上げによって、金利差によって潤沢さが増すということは否めないことだと思ひますけれども、一方、この公定歩合の引き上げによって中小零細企業の資金面、それから、さつきも多田委員が触れておられましたけれども、勤労者の住宅融資、こういう面では金利の面で新しい困難が生まれてくるということだと思ひます。

政府の発表の統計でも、最近、近年の銀行の貸出状況はこれらの分野が比重を年々高めてきていくというのも事実でありますし、そう考えますと、先ほどは金利の扱いの問題についていろいろ議論が出てましたけれども、その問題も含めながら、同時に総合的な施策として今回の公定歩合の引き上げに伴ういろいろな中小零細企業、勤労国民、ここが受ける負担増をどうやって救うかという問題について総合的に検討をする必要があるんじゃないかというふうに思ひますが、その点についてどうですか。

○政府委員(徳田博美君) 今回、公定歩合の引き

上げが行われたわけでございますが、しかしながら、これは企業の資金需要が非常に旺盛になつてきたために貸出面からこれを抑制するというような意図で行われたものではないわけでございまして、むしろ卸売物価の上昇を、事前に上昇のテンポを抑制するということがねらいでございまして、したがって、今回の措置は金融引き締め策としては大蔵省としては考えていないわけでございまして、経済に対する警戒的な中立の姿勢を明らかにしたものと、こういうふうに考えているわけでございまして。したがって、その点では中小企業金融あるいは住宅金融に対する量的な面については今後とも十分な配慮が行われていくことをわれわれは期待しているわけでございまして。

ただ、金利面については先ほど御説明いたしましたように、預金金利が上昇し、したがって金融機関の資金コストが上昇するわけでございまして、ある程度はこれは貸出面に反映するのはやむを得ない、このように考えております。

○佐藤昭夫君 いずれにしても、そういう中小零細企業、一般勤労国民、この分野で新しい困難が生まれることはもう事実でありますし、これらの層のこうむる負担増についてどうやって総合的な施策を通して援助を図っていくかということとをぜひ鋭意検討してもらいたいというふうに思ひます。

時間がありませんので、最後にもう一つ、二つお尋ねをしておきたいと思ひますが、いずれにしても諸外国に例のない国債依存の実態、これは極限まで達しておるといふふうに言われると思ひますけれども、これをあらゆる機会をとらえて国債の発行を縮減していくべきだということも、う皆さんも言われておる問題であります。が、来年度以降については、今年度よりはこれを縮減させるということも政府も先ほども言われておる問題ですけれども、今年度分ですね、五十四年度分についても年度中途で可能なものについては意識的に縮減を図っていくという検討をやるべきだというふうに思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(吉野良彦君) 五十四年度についての御意見でございますが、当然のことながら、五十四年度予算をつくります過程におきまして、歳入面、歳出面、両面を通じて現時点におきましてできる限りの歳出につきましては節減合理化の努力、歳入につきましても歳入増取のための努力を織り込んでつくりました予算でございまして。この予算も先般国会で御承認をいただいた直後でございます。

私もどなたもいたしましては、やはりこの歳入歳出面にわたつて今年度といたしましては最善の努力を傾けてつくりました予算でございまして、現在のところ、これ以上の見直しを本年度について行うことができないかというせつかくのお尋ねではございまして、本年度につきましては、やはり成立をさせていただきました予算を着実に執行をさせていただくようにお願いをしたいと存じます。

○佐藤昭夫君 予算が成立をして間もない時期です。それから、そういう言い方をせざるを得ないかというふうにも思ひますが、最近口を開けば景気は大体着実に上向きの方向に乗りましたということも言われておるわけで、たとえば公共事業の關係について事業の後倒しですね、あるいは繰り延べ、こういう方策なんかもいろいろ考え得ることだと思ひます。そういうことなんかも含めながら、できるだけ国債の発行計画についてもう一遍見直しをやるということは、これは全くできないことではないだろうと思ひます。当然そういうことがあつてしかるべきではないかという問題が一つだろうと思ひます。

それから歳入歳出、これ全般についての見直しをやることに閣連をしまして、もう時間ありませんから最後に聞いておきますが、一般消費税にかかわる増収案について、自民党並びに政府の關係において検討するということ、そういう新聞報道が出ています。どういふものが検討されておるか、今後どういふふうに扱っていくのかということ

とについて、次官にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(中村太郎君) 自民党におきましては、五十五年度の早い時期に一般消費税を導入したいという決定につきましては、今日現在変更されておられません。ただ十分な、慎重な配慮をすべきだという御意見が党内にありますことは御案内のとおりでございます。また、財源を含めまして検討するということにつきましても提案をされておりますけれども、今日現在におきましては、具体的な成果というものはまだでき上がっておりません。

○政府委員(吉野良彦君) 御指摘をまつまでもなく、予算の執行はやはり一年度にわたる予算でございまして、その年度内におきまして、そのときどきの経済情勢につきましても常に注意深く考慮を払いまして、それに即応した執行を、特に公共事業関係等につきましては、経済情勢に即応した執行をすべきことは当然でございます。そういう意味におきまして、従来からある場合には後倒し、あるいは前倒しの執行をしているわけでもございまして、本年度は、先ほども御答弁申し上げましたが、現在の経済情勢——物価を含めました経済情勢をにらんだ上で上期六五ないし七〇%の執行をしようというふうに考えているわけでございまして、それ以上さらに五十五年度以降に一部繰り延べるとか、あるいは公共事業費そのものを節減するとか、そういうところまで考えるのは現時点においてはいかかかと、そういう事態にはまずなるまいということを当面の見通しとしては持つておるわけでございまして。

○委員長(坂野重信君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にいたします。

次回は四月二十六日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民金融公庫の定員増加に関する請願(第

一九〇四号)

一、一般消費税新設反対等に関する請願(第一九五三号)

一、一般消費税反対・大幅な所得減税等に関する請願(第一九六二号)(第一九六二号)

一、公立高校用地確保のため基地及び筑波移転跡地優先松下げ早期実現に関する請願(第一九七一号)

第一九〇四号 昭和五十四年三月三十日受理

国民金融公庫の定員増加に関する請願

請願者 京都市中京区壬生花井町二三 堤 弥三郎外十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一九五三号 昭和五十四年四月四日受理

一般消費税新設反対等に関する請願

請願者 福井市大宮六ノ八〇九 波崎一雄 外五千二百四十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一九六一号 昭和五十四年四月四日受理

一般消費税反対・大幅な所得減税等に関する請願

請願者 京都府綾部市高津町 大島昭信外 千八百五十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

一般消費税・所得減税等について、次のとおり措置されたい。

一、インフレを促進する赤字国債の発行をやめること。

二、一般消費税の新設を行わないこと。

一、不況とインフレによる国民生活の危機を打開するため、防衛関連費や大企業本位の財政支出や財政投融資を縮小し、国民生活改善本位の財政とすること。

二、大企業への特権的減免税を廃止するなど税の公平制を図り、国民には大幅減税とな

るように税制を改正すること。

三、歳入欠陥を理由に福祉予算を削減しないこと。

標準家族(夫婦子供二人)の課税最低限を二百九十万円に引き上げること。当面、一兆円以上の減税を直ちに行うこと。

第一九六二号 昭和五十四年四月四日受理

一般消費税反対・大幅な所得減税等に関する請願

請願者 京都府船井郡瑞穂町小野 尾林豊 外千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一九六一号と同じである。

第一九七一号 昭和五十四年四月五日受理

公立高校用地確保のため基地及び筑波移転跡地優先松下げ早期実現に関する請願

請願者 東京都調布市佐須町四六八 中小 路悦子外五百名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願(第一九八一号)

一、国民金融公庫の定員増加に関する請願(第一九八八号)

一、一般消費税導入反対等に関する請願(第二〇〇八号)

一、一般消費税新設反対等に関する請願(第二〇一〇号)

一、一般消費税創設反対に関する請願(第二〇二六号)

第一九八一号 昭和五十四年四月六日受理

国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願

請願者 大阪府都島区東野田町五ノ二ノ四 藤井純一郎外五十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇八七号と同じである。

第一九八八号 昭和五十四年四月六日受理

国民金融公庫の定員増加に関する請願

請願者 京都市中京区三条通富小路西入 勝又達郎外二十七名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第二〇〇八号 昭和五十四年四月十日受理

一般消費税導入反対等に関する請願

請願者 神戸市須磨区村雨町五ノ一ノ八 前田和也外千三百三十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二〇一〇号 昭和五十四年四月十日受理

一般消費税新設反対等に関する請願

請願者 福岡市中央区島崎三ノ六ノ三 讚 井清外五千三百三十二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二〇二六号 昭和五十四年四月十一日受理

一般消費税創設反対に関する請願

請願者 長野県下伊那郡高森町下市田高森 町商工会青年会内 山上信雄

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一一七九号と同じである。

昭和五十四年五月七日印刷

昭和五十四年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局